

官報

号外 平成十九年六月三十日

○第百六十六回 参議院會議録第四十号

平成十九年六月三十日(土曜日)

午前零時十一分開議

○議事日程 第四十号

平成十九年六月三十日

午前零時十分開議

第一 日本年金機構法案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第二 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第三 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(衆議院提出)(前会の続)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第三まで

一、三案を厚生労働委員会に再付託することの動議(津田弥太郎君外一名提出)

一、内閣委員会において審査中の国家公務員法等の一部を改正する法律案について、速やかに内閣委員長の中間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を十分以内とするこの動議をこの際議題とするこ

との動議(岩永浩美君外一名提出)

一、内閣委員会において審査中の国家公務員法等の一部を改正する法律案について、速やかに内閣委員長の中間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を十分以内とするこの動議(岩永浩美君外一名提出)

一、国家公務員法等の一部を改正する法律案の中間報告

一、中間報告があつた国家公務員法等の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議(岩永浩美君外一名提出)
一、国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

日程第一 日本年金機構法案

日程第二 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第三 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(衆議院提出)

以上三案を前会に引き続き一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鶴保庸介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、日本年金機構法案は、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止すること、日本年金機構を設立し、その業務運営の基本となるべき事項等を定めようとするものであります。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案は、国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講じようとするものであります。

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案は、政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に對する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報整備に關する政府の責務規定を定める等の措置を講

じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案の審査を一括して行い、参考人からの意見聴取や社会保険業務センター等における年金記録管理の実情の視察を行うとともに、未統合の年金記録問題が生じた要因及び責任の所在、未統合年金記録の統合作業の進め方、総務省に設置する第三者委員会の役割、社会保険庁を廃止し日本年金機構を創設する理由、年金事務費の財源と使途の在り方、国民年金保険料納付率の向上に向けた取組等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行いました。三法律案に対する質疑の終局を踏ったところ、異議がありましたので、採決により質疑の終局を決定いたしました。

次いで、討論に入り、採決により討論を終局することを決定いたしました。

続いて、三法律案を順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 津田弥太郎君外一名から、賛成者を得て、三案を厚生労働委員会に再付託することの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。足立信也君外八十二名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されており、現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(扇千景君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(扇千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票

青色票

よつて、本動議は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。足立信也君。

〔足立信也君登壇、拍手〕

○足立信也君 民主党の足立信也です。

私は、会派を代表して、政府並びに与党提出の年金関連三法案に対し、断固反対の立場で討論いたします。

委員会に参考人としてお呼びした六十六歳の女性性は、この年になって国のやること、政府に対して不信感を持たざるを得ない、このことは大変悲しいことだ。また、ある夫婦は、国の年金制度は信用できない、若い人には年金保険料を払うよりも貯金を勧めるとおっしゃいました。国民皆年金は危機に陥っています。失敗を踏まえてその原因を究明し、制度改革を進める中で組織改革を行うべきです。政府・与党は余りに組織論のみに固執してはいませんか。制度の限界に目をつぶり、選挙目的の犯人捜しをし、ついには、総理が親方日の丸体質の行政機関を改めるために特殊法人に変えたと暴言を吐く。行政のトップとして口にすべき言葉ではありません。日の丸の親方はあなたではないのですか。

報道によれば、総理は部下に当たる社会保険庁の職員をごみと呼んだそうではないですか。さらに、親方日の丸の上から下を見るような気持ちで社会保険庁にはあったとも言われた。本来、親方日の丸的とはそういう意味ではありません。総理にこそ、上から下を見る気持ちがあるからこみなどと発言するのではないですか。無責任、不見識極まりない。そのような総理の言動が国民の不安感をあおっているということを全く気付いていない、まずそのことを申し上げます。

以下、具体的に反対の理由を申し上げます。第一は、真実を覆い隠した法案提出の経緯です。

総理も厚生労働大臣も、この消えた年金記録問題を認識したのは昨年暮れと答弁されました。年金記録が宙に浮いているから、一部あるいは全部

の年金給付が消えているんです。まだ分からないのか。しかしながら、与党の年金制度改革協議会の取りまとめは昨年十二月十四日、総理が施政方針演説で本法案の骨子を表明されたのが本年一月二十六日です。宙に浮いた五千九十五万円の年金問題の報告が二月、法案提出は何と三月十三日です。つまり、政府提出の法案は、前代未聞の大問題である消えた年金記録問題の解決には全く無関係であるということです。せっかく設置された検証委員会の報告を待つて、二度と過ちを犯さない制度と組織を構築すべきです。被害者救済を図りながら本質の議論をすればよいのです。

実は、恐らく総理も大臣もこの問題を昨年八月から御存じだったのではないですか。なぜなら、ほぼ月一回のペースで開かれていた社会保険新組織の実現に向けた有識者会議が昨年の八月以降、今年の四月三日まで一度も開かれておりません。真実を覆い隠したのではないですか。

第二に、平成二十二年一月に社会保険庁を解体し、職員の給与は税金を充てる特殊法人に変えることです。

年金記録の統合が終わる前です。なぜ今、特殊法人なのですか。その理由が分かりません。自民党政権においても、特殊法人の業務の非効率性、コスト高を洪水認め、七十七ある特殊法人から最終的に二つにする、その改革に取り組んだのではなかったですか。リゾート施設を造り、保険料を浪費した年金福祉事業団も特殊法人ではないですか。社会保険庁は、現在でも、年間二千七百億円の予算を背景に所管の公益法人だけでも四百名以上の天下りがいます。年金機構の役員は非公務

員であり、天下りし放題になるのです。社会保険庁長官は国会に対する説明責任を負っていますが、日本年金機構の理事長は説明する義務を負っていません。国民生活に密接に関係する年金の運営者でありながら、国民に説明する責任さえ回避できるのです。今週の前半、厚生年金旧台帳の保管会社に野党の議員が視察に訪れましたが、現場で社会保険庁から拒否されました。更にひどい情報非開示が生じる危険があります。

国民年金保険料未納者に対して、短期の国民健康保険証による制裁を科すとしております。与党は、我が党の社会保険庁を解体し国税庁に合併するという案に対して、税と保険料の違いを理由に難色を示してきました。現在、国民健康保険料は八七%の市町村が健康保険税として徴収しているのです。制度改革として、将来、最低保障年金部分は税で賄うしかないことは自明であります。納める側の利便性を考え、国の責任を明確にするには国税庁への統合しかないと考えます。

第三に、年金保険料の流用を恒久的に認めようとする点です。

厚生労働省は、年金保険料を事務経費や教育、広報に恒久的に使えるようにすると説明しております。しかし、条文では、年金事業に要する費用には何でも使えるようになっております。なぜ年金保険料を流用するのですか。三年前に、自民党は、年金保険料を年金の給付以外には使わないということを決めたのではないですか。そのワーキンググループのリーダーは、安倍総理が社会保障に関しては最も信頼できると評価し、考え方が最も近いとして自民党に復党させた人ではないです

か。総理は、これから年金保険料を何にでも使おうとするのですか。アベノ年金教育ピアや、あるいはアベノ相談センターを造る気ですか。あの小泉前総理でさえ、保険料は基本的に年金に充てると言ったのです。

社会保険庁特有の三層構造が保険料の流用をそれぞれ行いました。族議員や厚労省のキャリアはグリーンピア建設、天下りの確保、社会保険庁採用のノンキャリアは裏金作りをしてきました。この構造も変わらない、保険料は使い放題です。

第四に、国民への年金給付が一部あるいは全部消えていることに対する責任の取り方です。

与党案では時効の適用除外を定めています、あくまでもこれは納付記録の訂正が前提となっています。これまで被保険者等の申出により社会保険庁が自らの記録の不備を認め訂正に応じたのは、わずか八十四人にすぎません。これに対して、記録の訂正を申し出ているにもかかわらず領収書等の証拠がないために訂正されなかった対象者は二万六千三百五十五人です。すなわち、消えた年金被害者の九・六％の人は与党案の救済の対象とならないのです。さらに、年金給付が申請主義であるために、五年間で九万人、千五百五十億円が時効によって給付されない事態となっており、この方々の救済をなげしないのですか。

最後に、私たちは何をすべきか申し上げます。三千九百十件のサンプル調査では、何と三十五件、一・一三％に入力ミスがありました。この年金記録を手書き台帳、マイクログリッドと照合することによって可能な限り正確に更新し、不安を払拭するために年金の納付記録を一人一人にお知らせすることが今一番必要なことです。ここに我々が三年前から提案している年金通帳があり、年金の納付記録が一目で分かる、それが大切なのです。

大きな枠組みで見れば、社会保障制度をめぐって官僚が与党の族議員に利権を与える一方で、厚生労働省からの社会保険庁への出向組が渡り鳥のように天下りできる仕組みを与党が温存してきました。政権交代しないことにはこの構図は崩れないと確信します。

与党の皆さん、年金機構法案が未曾有の大問題を解決する法案ではないことを多くの国民は知っています。国民の求めているのは、この問題の原因を究明し、二度と過ちを犯さないための法案を作って不安を取り除くことなのです。それを国の責任としてやることなんです。廃案にすべきです。

国民の皆さんに申し上げたい。今皆さんは、かつてないほど国に対して、行政機関に対して不信を抱き、将来に不安を持っておられる。長期間行政と一体となって甘い汁を吸ってきた政党はどこのか。行政をしつかり監視し、国の責任を追及し、将来にわたって改善策、ビジョンを示すにはどの政党の議員が多数を占めるべきなのか。皆さん一人一人の真剣な選択の機会が目前に迫っております。

金融庁は、医療保険の不払問題で、申請がなく支払漏れとなった保険金は本来支払われるべきものと命令いたしました。我々民主党は、政府・与党に対して業務改善命令を出し続けております。

今、正に国民の皆さんが政府・与党に対して業務停止命令を出す機会です。このことを申し上げて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(扇千景君) 中原爽君。
(中原爽君登壇、拍手)
○中原爽君 自由民主党の中原爽でございます。私は、ただいま議題となりました社会保険庁関係法案等につきまして、自由民主党、公明党を代表して、賛成の立場から討論を行います。

まず冒頭、戦後政治に大きな足跡を残された宮澤喜一元総理大臣が御逝去されました。衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

年金記録問題に関しまして、我々政府・与党は、年金記録問題の解決に向け、今全精力を傾けて取り組んでおります。

まず、基礎年金番号に統合されていない五千万件の年金記録については、今後一年間ですべての年金受給者や被保険者の方々の記録と突き合わせ、御本人に記録の確認をお願いし、着実に年金受給権に結び付けていきます。さらに、記録を訂正したいが領収書等の証拠がないという方に、総務省に年金記録確認第三者委員会を設置し、申し立てた方のお気持ちに立つて公正に判断する仕組みを設けました。平成二十三年までに、年金記録管理システムを構築し、国民だれもがいつでも自分の年金記録を知り得るカードを配付いたします。

以上のような年金記録問題への真摯で迅速な取り組みが国民の年金不安解消につながるものと考えます。

法案について、まず日本年金機構法案ですが、これは、安倍総理が言われる社会保険庁を六つに解体し、年金の運営体制を再構築するものです。現在の社会保険庁職員は、いったん退職し、能力が高く、かつ社会保険庁での不祥事に手を染めなかつた者など、勤務成績が良好な者だけが新法人に採用されます。また、民間からも多くの職員が新規に採用されることとなります。新法人は、業務をできる限り民間会社へアウトソーシングし、大幅な効率化を進めます。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案についてですが、この法律案は、年金にかかわる様々なサービスを向上させ、保険料徴収面の手続簡素化、多様化による納めやすい環境をつくることが主眼になっています。また、年金保険料の使用に関して、その使途を年金教育・広報、相談その他の援助などに限定し、安易な随意契約を見直し、競争入札を拡大することになっています。

そして、議員立法である厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案です。これは、国民が受けるべき年金に関し、現行制度では記録の訂正によるものでも五年の時効が適用されますが、この時効を撤廃するものであります。

一方、野党の対応策を見ますと、とても年金問題の解決につながると思われません。社会保険庁と国税庁を統合して歳入庁を設置するとしておりますが、様々な問題のあつた社会保険庁を公務員組織のまま温存することになります。また、年金記録問題への対応策については、その具体的な

三

内容や、実施から完了に至るスケジュールは明らかにされておられません。

年金への国民の信頼の回復には、今後とも我々と党の政治家の粘り強く明快な説明が必要であります。また、厚生労働省を始めとする行政の血のにじむような業務の遂行と、これまでの反省に立った社会保険庁の組織改革が必要不可欠であります。

我々政治家は、それをやり遂げる強い意志を持って年金問題に取り組むことをすべての国民に固く約束して、以上、夜半の時間帯でありますので、簡潔に取りまとめ私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(属千景君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(属千景君) これより三案を一括して採決いたします。

足立信也君外八十二名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(属千景君) 投票漏れはございません

か。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(属千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百十九票

白色票

百二十三票

青色票

九十六票

よつて、三案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(属千景君) 岩永浩美君外一名から、賛成者を得て、

内閣委員会において審査中の国家公務員法等の一部を改正する法律案について、速やかに内閣委員長の間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を十分以内とするこの動議が提出されました。

また、岩永浩美君外一名から、賛成者を得て、この中間報告を求めることの動議をこの際議題とするこの動議が提出されました。

これより中間報告を求めることの動議をこの際議題とするこの動議の採決をいたします。

足立信也君外八十二名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

○議長(属千景君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(属千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百十九票

白色票

百二十三票

青色票

九十六票

よつて、本動議は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(属千景君) 内閣委員会において審査中の国家公務員法等の一部を改正する法律案について、速やかに内閣委員長の中間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を十分以内とするこの動議を議題といたします。

中間報告を求めることの動議に対し、討論の通告がございします。発言を許します。内藤正光君。

(内藤正光君登壇、拍手)

○内藤正光君 私は、民主党を代表して、中間報告を求める動議に反対の意を表明し、以下にその理由を申し述べます。

今年の一月に始まった通常国会は、既に定められた期間を過ぎ、参議院選挙のある年としては異例の延長国会に入っています。通常国会で最も重要な今年度の政府予算案は、前年度内に成立しています。それにもかかわらず、この国家公務員法の改正案については、総理のリーダーシップの欠如から、党と政府、そして党内でのすったもんだに時間を取られ、国会に提出されたのは会期末まで二か月を切った四月二十五日のことでした。

衆議院では、三分の二という数の力に物を言わせて、内容はお構いなしの突貫工事で審議を強行してきました。報道によれば、自民党参議院の幹部は、会期内に成立の見込みがないので参院には送つてこないよう要請したとのことですが、安倍総理が無理やり押し切ったということですが、何という参議院軽視の姿勢でしょう。

実際に参議院で審議が始まってみれば、この法案はやはりとんでもない法案で、問題点は山積。その上、何一つともに答弁できない渡辺大

臣。委員会で議論すべきは法律案の中身であつて、壊れたテブレコーダーのように繰り返される根拠なきスローガンではありません。与党は、審議が思うように進まないという見や、会期延長を強行してきました。その結果、参議院の投票日は当初の予定から一週間ずれ込み、国民や自治体に多大な迷惑を掛ける結果となつたのです。

そこまでして国会を延長したにもかかわらず、この法案について参議院ではいまだ十分な審議はできていませんし、また、満足のいく答弁も何一つ得られてはおりません。それでも与党は今、中間報告として本会議採決という禁じ手で強行突破を図ろうともくろんでいます。事ここに至つては、参議院どころか、国会の權威も何もあつたものではありません。

この法案は、ここ参議院で改めて審議すればするほど、欠陥法案であることが明らかになっていきます。その問題点は以下のとおりです。

まず、公務員制度改革は安倍内閣の最重要政策であり、中でも人材バンクは唯一のセールスポイントのはず。ところが、その人材バンクがどんな規模でどんな仕事をしていくのか、何一つ具体的内容を示すことができず、口を開ければ、今後、有識者会議で話し合つて決めていただくの一点張り。また、各省庁の個別あつせんを禁じ、官民癒着を根絶すると元氣よく言うものの、その具体的な理由を何一つ示せず、委員会室にむなしく響くのは渡辺大臣の根拠のない意気込みばかり。私は、こんなずさんな法案を今まで見たことはありません。憲法四十一條に、国会は国権の最高機関、唯一の立法機関であるとありますが、本法案

は国会を甚だしく軽視したものと断ぜざるを得ません。

また、憲法の要請である官民癒着の防止を受けて規定されている国家公務員法の第百三条二項、いわゆる二年、五年の事前規制を廃して、事後規制と人材バンクで対応するというのが政府の主張です。しかし、さきの水門談合では、むしろ民間側が天下りの受入れ等を積極的に仕切つた構図が明らかになつております。そこには、本法案が規制する押し付け的なあつせんもなし、公務員個人の求職活動も一切ありませんでした。事後的な罰則を幾ら強化しようとも、何一つこの法律案は機能しないのです。

そもそも、天下りとは、OBの再就職先の確保を望む役所と、役所の予算と権限に期待する民間という、組織と組織の間に生じた癒着関係の中で正にあうんの呼吸で行われるもので、個人に着目した行為規制などに効果を期待すること自体、事の本質を全く理解していないと言わざるを得ません。

人材バンクにしても、官民癒着を防止する目的で規定されていた事前規制が廃止され、人材バンクのあつせんという体裁を整えてさえいけば、例えば国交省の役人が大手を振つてゼネコンへ天下れるなど、直前の職務権限と密接に関係した企業に自由に天下ることができるようになつてしまふんです。

さらに、社保庁は先ほど成立した法案により特殊法人となりますが、今回の改正案は、実際に緑資源機構等多くの問題が起つていいるにもかかわらず、独立行政法人や公益法人等から民間への天

下りを何一つ規制してはおりません。しかし、これらの法人には運営交付金や補助金の形で多額の国のお金が流れています。官民癒着の背景に役所の予算と権限があることを考えたならば、当然規制対象とすべきではないでしょうか。

今回の改正案における以上の問題点を考えたなら、これを天下り促進法案と呼ばずして一体何と呼べばいいんでしょう。このように欠陥法案でありながら、会期を延長してまで安倍総理がその成立にこだわつた理由はほかでもありません、明らかに参議院選挙において消えた年金問題への批判を和らげるための争点隠し以外の何物でもありません。

戦後レジームからの脱却とか美しい国へとか、あいまいなことだけを格好付けて言っているだけで、国民の生活を顧みない安倍政権の弱点が明らかになったのが正にこの消えた年金問題なんです。

今年の二月以降、民主党の追及にもかかわらず、宙に浮いた年金記録が五千万件にも上ることを政府は隠し続けてきました。そして、先月に入つて、民主党から言い逃れのできない確かなデータを突き付けられてようやく事実を認めたものの、なおも、いたずらに不安をあおつてはいけななどといふあいまいな発言を続けてきたんです。その挙げ句、私たちから領収書などを持つていない人も救済すべきだとの主張に対し、安倍総理は、言つてきた人には確かな証拠がなくともすべて払えといふのかと開き直る始末。政府としては、あくまでも年金を支払つてきた確かな証拠がないと支払うことができないというのです。しか

し、その一番確実な証拠である年金記録をなくしたのは一体どこのだれなんでしょうか。

国民の反発は極めて大きいものでした。安倍内閣の支持率は一気に危険水域と言われる二〇%台まで下落していきました。これに慌てた安倍総理は、この宙に浮いた年金記録五千万件を一年以内に処理すると明言はいたしました。しかし、改めてその意味を問いただしてみると、一年以内というのは現在コンピュータに入っているデータだけを使つて行う名寄せ作業までで、きちんとともらうべき人がもらえるようになるまでに行う作業については全く考えられてはいなかつたんです。

安倍総理は、年金問題にしろ、天下り問題にしろ、参議院選挙をやり過ぎせば何とかなると考えて、取りあえず目くらましのような対策を立て続けに打ち出していますが、これらの問題はそういう一時的な対処で解決できる問題ではありません。歴代の自民党内閣が長期政権にあぐらをかいて国民の生活をないがしろにしてきたツケが今、回つてきているのです。

以上のように、党利党略から、本来大事なテーマを扱っている公務員法改正案について、全く不十分な審議のまま、中間報告の後の本会議採決という行為は、我が国議会制度に大きな汚点を残すばかりか、官民癒着をますます増幅してしまう愚行であることを指摘し、そして再度反対の意を強く表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(属千景君) これより中間報告を求めることの動議の採決をいたします。

足立信也君外八十二名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(属千景君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(属千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十九票

白色票 百二十三票

青色票 九十六票

よって、本動議は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(属千景君) 委員長報告の準備のため、これにて休憩いたします。

午前一時三十二分休憩

午前二時三十一分開議

○議長(属千景君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、国家公務員法等の一部を改正する法律案について、内閣委員長の中間報告を求めます。内閣委員長藤原正司君。

〔藤原正司君登壇、拍手〕

○藤原正司君 内閣委員長の藤原正司でございます。

内閣委員会に付託されました国家公務員法等の一部改正案の審議状況につきまして、中間報告を申し上げます。

その前に、一言申し上げることをお許しください。私が本院に籍を置かせていただいて六年、幾たびかこの場に立たせていただきました。会派を代表しての質問、討論、そして委員長報告など、内容や立場は異なっても、一つ一つが私にとって心躍るものでございました。

しかし、本日、今ここに立つことは、そのこと自身、断腸の思いといふ言いがありません。それは、本日の中間報告が、委員会の持つ審査権を剥奪し、審議を打ち切り、議決を行う上でのステップにすぎない中で、私がその役回りを演じさせられているからだけでは決してありません。与党を含むほとんどの皆さんが感じておられる、今

国会運営の異常さに要因があります。

立法府である国会に行政府である内閣、官邸が平然と手を突っ込み、とりわけ参議院に対しては、本年が通常選挙を控えた特別の年であり、十分な審議の環境が整っていないことを承知の上で法案を送り続け、その成立を求めるともに、このためになりふり構わず会期の延長すら行つてまいりました。このことに對し、皆さんは、与野党を超えて怒りを感じられたはずで、にもかかわらず、まるで本院が法律製造会社の下請であるかのごとき官邸の振る舞いに對し、唯々諾々と中間報告で対応するとの結論しか取り得なかつた本院に無上の悲しみと怒りを感じざるを得ないので

参議院は、これまで衆議院のカーボンコピーと言われながら、自らの改革のため、長い間改革努力を行つてまいりました。独自性を具体的に持つための努力も行つてまいりました。近年においても、決算監視機能の強化、ODA特別委員会の設置等、与野党が一致して努力してまいりました。参議院の役割強化のためには与野党の壁はない、すなわち同志だったのです。しかしながら、本院がこの選挙に走るならば改革の努力は水泡に帰します。参議院は自爆の道を歩むしかないので

あえてもう一度申し上げます。参議院の同志の皆さん、今、この場、このときは、国家公務員法等の改正が成るか成らないかだけが問題ではないのです。私たち参議院が参議院らしく行動できるか否かが問われているのです。参議院の存在そのものが問われているのです。皆さんの理性ある行動を心から願うものであります。

それでは、内閣委員長といたしまして、国家公務員法等の一部を改正する法律案につきまして、現在までの審査の経過を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により退職管理の適正化を図るほか、官民人材交流センターの設置により官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う等の措置を講じようとするものであります。

本法律案は、四月二十五日に内閣から衆議院に提出されました。しかしながら、国会法が常会の会期を百五十日間と定め、また政府が法案提出の締切りを三月中旬とするのは、国会における審議期間の確保のためであり、法案提出の締切日を大幅に過ぎて、会期の後半、しかも連休直前にかかる重要法案を国会に提出し、その成立を強引に図ろうとすることは国会の審議権を著しく制約するものと言わざるを得ません。

また、本院が先議し、既に衆議院に送付していた重要で緊急性の高い道路交通法改正案の委員会審査を衆議院では後回しにし、官邸の強い圧力によつて後から提出された国家公務員法等改正案の審査を優先させたとするならば、これは正に官邸によつて結果的に参議院の意思を軽視したものと

言わざるを得ません。本法律案は、衆議院の審議を経て六月七日に本院に送付されました。これは、当初の会期終了日であつた六月二十三日のわずか二週間前であり、本院におきましては、六月十一日に本会議に

において趣旨説明の聴取と質疑が行われ、同日、本法律案は内閣委員会に付託されました。会期末までの残された審議期間はわずかであり、また他の重要法案も山積し、関係大臣の本委員会への十分な出席が困難視される中で、十分な審議時間の確保は当初から無理があつたと言えます。しかしながら、法案が付託されました以上、委員長の職責として、理事会等での各会派の十分な話し合いと合意に基づき、中立公正かつ円満な委員会運営を旨として、肅々と審査が行われるよう最大限の努力をしてまいりました。

委員会におきましては、法案付託の翌日に趣旨説明を聴取した後、これまで、公務員制度改革の基本法制に先行して法案を提出する理由、中央人事行政機関の在り方、法案による天下り規制の実効性、ハローワークとは別に官民人材交流センターを設置する必要性、再就職に係る事前規制を廃止する理由、能力・実績主義及び人事評価の在り方、国家公務員のキャリア制度の見直し、公務員に対する労働基本権付与の是非等について質疑が行われてまいりました。

しかしながら、本法案には委員会において更に精査すべき点が山積しております。与党には、形式的な審議時間数のみをもって十分な審議が行われたとする考え方がありますが、これは参議院の自殺行為につながり、参議院の役割を形骸化させるものであります。

委員会質疑では、公務員制度改革の中の法案の位置付けに関する質疑に対して渡辺担当大臣はまともに答えず、大臣の持論を長々と述べるといった状況が頻発しており、これは与党委員の質

疑に対しても同様の傾向が見られました。さらに、六月二十七日の質疑におきましては、再就職規制違反に係る処罰規定について、渡辺担当大臣の答弁が訂正を繰り返しながら二転三転し、担当大臣自身が法案そのものについて十分な理解をしていないことが明らかになりました。このような状況では、参議院らしい審議が行われたとは到底言うことができません。

衆議院では、安倍総理の出席を求めて委員会質疑が行われました。これに対して、本法案の成立に強い意欲を示し、そのために会期延長まで強行してきたと言われている安倍総理に対する質疑すら委員会では行われておりません。

残り会期は一週間もあり、内閣委員会において更なる審査を続けることが不可欠であるにもかかわらず、本日突然、このような理不尽とも言える中間報告を行わざるを得ないことは、良識の府、そして再考の府である参議院の存在意義を根底から否定するものであることを指摘せざるを得ません。

国会法第五十六条の三に基づく中間報告制度は、委員会中心主義の例外として委員会の審査権を強制的に剥奪するものであり、本来、国民生活や安全にかかわる緊急の場合に限られるべきものであります。しかしながら、平成十六年六月、前回の参議院通常選挙前の国会で行われた金融二法案に係る財政金融委員長の間報告に続いて、本日再び中間報告を求められたことは、本院において積み上げられてきた先人の労苦の結晶を根底から覆し、破壊するものであることを再度指摘せざるを得ません。

本来、国家の基本となる公務員制度改革は、与野党の違いを超えて取り組むべき課題であり、参議院選挙目当ての政争の具にすべきではありません。私は、政府・与党の猛省を強く促すとともに、この本会議場におられる皆さんの良識をもって、法案の内容も委員会の審議も含めて不十分で、しかも施行まで十分な時間があり緊急性もない本法案を、この中間報告の後、拙速に成立させることのないよう強く要請いたします。内閣委員会における審査の経過報告といたします。(拍手)

○議長(扇千景君) 岩永浩美君外一名から、賛成者を得て、

中間報告があつた国家公務員法等の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議が提出されました。

よつて、本動議を議題といたします。

浅尾慶一郎君から討論の通告がありますが、在席しておりませんので、放棄したものとみなします。

○議長(扇千景君) これより本案を直ちに審議することの動議の採決をいたします。

本動議の採決について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百三十
賛成 百二十
反対 十

よつて、本動議は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百三十一
賛成 百二十一
反対 十

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(屬千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前二時四十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 今泉 昭君

議員

近藤 正道君 浜田 昌良君
鰐淵 洋子君 又市 征治君
谷合 正明君 澤 雄二君
小泉 昭男君 大田 昌秀君
遠山 清彦君 浮島とも子君
山本 香苗君 小池 正勝君
洲上 貞雄君 渡辺 孝男君
山本 保君 高野 博師君
世耕 弘成君 鶴保 庸介君
福島みずほ君 加藤 修一君
西田 実仁君 松 あきら君
弘友 和夫君 山内 俊夫君
中川 義雄君 荒木 清寛君
山口那津男君 魚住裕一郎君
風間 昶君 林 芳正君
浅野 勝人君 武見 敬三君
浜四津敏子君 山下 栄一君
白浜 一良君 草川 昭三君
木庭健太郎君 吉村剛太郎君
山崎 正昭君 溝手 顕正君
若林 正俊君 田村耕太郎君
北川イッセイ君 河合 常則君

関口 昌一君 坂本由紀子君 椎名 一保君
中川 雅治君 中川 哲郎君 末松 信介君
野村 健司君 荻原 健司君 二之湯 智君
秋元 司君 山本 順三君 川口 順子君
小泉 顯雄君 岡田 直樹君 岡田 治子君
中村 博彦君 有村 治子君 小齊平敏文君
岸 宏一君 山崎 力君 岡田 広君
常田 享詳君 田浦 直君 佐藤 昭郎君
岩城 光英君 佐藤 昭郎君 岩永 浩美君
阿部 正俊君 魚住 汎英君 岩井 國臣君
鈴木 政二君 泉 信也君 北岡 秀二君
金田 勝年君 景山俊太郎君 市川 一朗君
狩野 安君 尾辻 秀久君 田中 直紀君
清水嘉与子君 鴻池 祥肇君 松田 清子君
杓掛 哲男君 水落 敏栄君 松山 政司君
藤野 公孝君 神取 忍君 長谷川憲正君
田村 秀昭君 吉田 博美君 森元 恒雄君
舩添 要一君 舩添 要一君 舩添 要一君
愛知 治郎君 小林 温君 伊達 忠一君
段本 幸男君 西銘順志郎君

野上浩太郎君 中島 啓雄君 山下 英利君
三浦 一水君 矢野 哲朗君 太田 豊秋君
谷川 秀善君 中原 爽君 青木 幹雄君
中曾根弘文君 竹山 裕君 倉田 寛之君
尾立 源幸君 富岡由紀夫君 鈴木 陽悦君
鈴木 信也君 足立 信也君 白 眞勲君
柳澤 光美君 主濱 了君 池口 修次君
森 ゆうこ君 大塚 耕平君 工藤堅太郎君
櫻井 充君 浅尾慶一郎君 増子 輝彦君
北澤 俊美君 直嶋 正行君 和田ひろ子君
高嶋 良充君 江田 五月君 木村 仁君
山本 一太君 大野つや子君 保坂 三蔵君
脇 雅史君 加納 時男君 中島 眞人君
橋本 聖子君 陣内 孝雄君 山東 昭子君
櫻井 新君 島尻安伊子君 藤末 健三君
松下 新平君 藤本 祐司君 那谷屋正義君
小林 正夫君 喜納 昌吉君 芝 博一君
平野 達男君 辻 泰弘君 松井 孝治君
広野ただし君 福山 哲郎君 木俣 佳丈君
加藤 敏幸君 峰崎 直樹君 円 より子君
小林 元君 田名部匡省君 西岡 武夫君

広中和歌子君 山下八洲夫君 郡司 彰君 林 久美子君 小林美恵子君 大久保 勉君 紙 智子君 津田弥太郎君 水岡 俊一君 鈴木 寛君 榛葉賀津也君 大門実紀史君 羽田雄一郎君 谷 博之君 神本美恵子君 緒方 靖夫君 内藤 正光君 朝日 俊弘君 家西 悟君 吉川 春子君 小川 敏夫君 築瀬 進君 千葉 景子君 大石 正光君 佐藤 泰介君
渡辺 秀央君 角田 義一君 蓮 舫君 広田 一君 島田智哉子君 前川 清成君 松岡 徹君 犬塚 直史君 仁比 聡平君 岩本 司君 黒岩 宇洋君 井上 哲士君 高橋 千秋君 藤原 正司君 山根 隆治君 小池 晃君 佐藤 道夫君 平田 健二君 小川 勝也君 市田 忠義君 奥石 東君 伊藤 基隆君 岡崎トミ子君 前田 武志君 柳田 稔君 柳澤 伯夫君 渡辺 喜美君

国務大臣

厚生労働大臣 国務大臣

議長の報告事項

昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

岡田 直樹君

佐藤 泰三君

小池 正勝君

西銘順志郎君

小泉 昭男君

鈴木 政二君

藤本 祐司君

木保 佳丈君

澤 雄二君

白浜 一良君

総務委員

辞任

補欠

白浜 一良君

澤 雄二君

外交防衛委員

辞任

補欠

佐藤 泰三君

岡田 直樹君

鈴木 政二君

小泉 昭男君

西銘順志郎君

関口 昌一君

財政金融委員

辞任

補欠

武見 敬三君

岸 信夫君

藤野 公孝君

中川 雅治君

文教科学委員

辞任

補欠

関谷 勝嗣君

神取 忍君

魚住裕一郎君

鰐淵 洋子君

厚生労働委員

辞任

補欠

神取 忍君

関谷 勝嗣君

岸 信夫君

武見 敬三君

松村 祥史君

藤井 基之君

藤末 健三君

辻 泰弘君

弘友 和夫君

山本 保君

経済産業委員

辞任

補欠

藤井 基之君

松村 祥史君

辻 泰弘君

藤末 健三君

山本 保君

弘友 和夫君

国土交通委員

辞任

補欠

関口 昌一君

小池 正勝君

中川 雅治君

藤野 公孝君

木保 佳丈君

藤本 祐司君

鰐淵 洋子君

魚住裕一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

岩城 光英君

竹山 裕君

岡田 直樹君

中原 爽君

末松 信介君

真鍋 賢二君

中川 雅治君

小泉 顕雄君

中島 啓雄君

吉田 博美君

山本 順三君

鴻池 祥肇君

大久保 勉君

谷 博之君

加藤 敏幸君

藤原 正司君

富岡由紀夫君

福山 哲郎君

広田 一君

黒岩 宇洋君

谷合 正明君

山口那津男君

西田 実仁君

山本 保君

鰐淵 洋子君

弘友 和夫君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

岩城 光英君

岸 宏一君

山本 順三君

田中 直紀君

日本国憲法に関する調査特別委員

辞任

補欠

弘友 和夫君

鰐淵 洋子君

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議
院に通知した。
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促
進に関する法律案
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題
への対処に関する法律の一部を改正する法律案
政治資金規正法の一部を改正する法律案
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員辻泰弘君提出兵庫県加古川における
河川管理者による車両制限柵等の締切措置によ
る内水面漁業者の漁業権の侵害に関する再質問
に対する答弁書(第四九号)
参議院議員藤末健三君提出年金問題についての
政府答弁に関する質問に対する答弁書(第五〇
号)
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促
進に関する法律
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題
への対処に関する法律の一部を改正する法律
政治資金規正法の一部を改正する法律

同日内閣を経由して国土交通大臣から、観光立国
推進基本法第十条第四項の規定に基づく観光立国
推進基本計画の報告を受領した。

審査報告書

日本年金機構法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年六月二十八日

厚生労働委員長 鶴保 庸介

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府管掌年金事業の適正な運営
及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を
図るため、社会保険庁を廃止するとともに、日
本年年金機構を設立し、その業務運営の基本とな
るべき事項等を定めようとするものであり、お
おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

日本年金機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年六月一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

官 報 (号 外)

日本年金機構法案

日本年金機構法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)	第二章 役員及び理事会並びに職員(第九条—第二十二条)
第三章 業務(第二十三条—第二十六条)	第四章 業務の範囲等(第二十七条—第三十条)
第一節 業務の範囲等(第二十七条—第三十条)	第二節 中期目標等(第三十一条—第三十七条)
第三節 年金個人情報保護(第三十八条)	第五章 財務及び会計(第三十九条—第四十七条)
第六章 監督(第四十八条—第五十条)	第七章 雑則(第五十一条—第五十六条)
第八章 罰則(第五十七条—第六十条)	附則
第一章 総則	(目的)
第一条 日本年金機構は、この法律に定める業務運営の基本理念に従い、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業(以下「政府管掌年金事業」という。)に関し、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度(以下「政府管掌年金」という。)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを	

目的とする。

(基本理念等)

第二条 日本年金機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

2 厚生労働大臣及び日本年金機構は、政府管掌年金が国民生活の安定のみならず、医療保険事業その他の社会保険事業の安定的な運営に寄与し、我が国社会の持続的な発展の基盤となるものであることにかんがみ、政府管掌年金事業について、厚生年金保険及び国民年金の被保険者(第二十八条、第二十九条及び第三十条第二項において「被保険者」という。)、事業主、地方公共団体並びに政府管掌年金事業に関する団体(次項において「被保険者等」という。)の協力の下に適正に運営するとともに、政府管掌年金及び政府管掌年金事業に対する国民一般の理解を高めるよう努めなければならない。

3 被保険者等は、政府管掌年金の円滑な実施に適切な役割を果たすとともに、政府管掌年金事業に対する理解を深め、その運営に協力するよう努めなければならない。

(法人格)

第三条 日本年金機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

2 機構は、必要な地に従たる事務所を置き、その管轄する区域について、機構の業務を分掌させるものとする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第十二条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 機構でない者は、日本年金機構という名称を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二章 役員及び理事会並びに職員

(役員)

第九条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

常勤の理事四人以内を置くことができる。

(理事会の設置及び任務)

第十条 機構に、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

3 理事会は、この法律の規定により厚生労働大臣の認可(第十三条第二項及び第十六条第四項の認可を除く。)又は承認(第二十四条の承認を除く。)を受けなければならない事項その他理事会が特に必要と認める重要事項を審議し、決定する。

(理事会の会議)

第十一条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

3 理事会は、理事長、副理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事長、副理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の職務及び権限等)

第十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長に事故があるときはそ

の職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。 4 監事は、次に掲げる事項を監査する。 一 機構の財務の状況 二 機構の業務(業務に際しての個人情報・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第二項に規定する個人情報その他厚生労働省令で定めるものをいう。第三十八条第一項において同じ。)の管理を含む。)の状況	5 監事は、監査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。 6 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。 7 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。 8 監事は、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。 9 理事長は、第五項の規定により監査報告書の提出があつたときは、理事会に報告するものとする。 10 第四項から前項までに定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。	(役員(の任期) 第十四条 役員(の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員(の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は、再任されることができる。 (役員(の欠格条項) 第十五条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。 (役員(の解任) 第十六条 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。 2 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 3 前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く)の職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。 4 理事長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 5 厚生労働大臣は、副理事長又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認める	ときは、理事長に対し、その役員(の解任を命ずることができる。 (代表権(の制限) 第十七条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。 (代理人(の選任) 第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。 (職員(の任命) 第十九条 機構の職員は、理事長が任命する。 (役員及び職員(の地位) 第二十条 機構の役員及び職員(以下「役職員」という)は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (役員(の報酬等) 第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。 2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員(の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。	4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。 5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。 (職員(の給与等) 第二十二条 職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。 2 機構は、職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。 第三章 服務 (服務(の本旨) 第二十三条 役職員の服務は、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた政府管掌年金において、国民の信頼を基礎として納付された保険料(厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料及び国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料をいう。)により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼にこたえることを本旨としなければならない。 2 役職員は、厚生労働省令で定めるところによ
--	--	--	---	---

り、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十四条 役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、厚生労働大臣の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(役職員の秘密保持義務)

第二十五条 役職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(制裁規程)

第二十六条 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反

し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第二十七条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 厚生年金保険法第百条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第百条の十第一項に規定する事務、同法第七十九条第一項各号に掲げる事業及び同条第二項に規定する運用並びに同法第百条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

二 国民年金法第百九条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第百九条の十第一項に規定する事務、同法第七十四条第一項各号に掲げる事業及び同条第二項に規定する運用並びに同法第百九条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二 健康保険法第二百四條第一項に規定する権限に係る事務、同法第二百五條の二第一項に規定する事務及び同法第二百四條の六第一項に規定する収納を行うこと。

三 船員保険法第百五十三條第一項に規定する権限に係る事務、同法第百五十三條の八第一項に規定する事務及び同法第百五十三條の六第一項に規定する収納を行うこと。

四 次に掲げる事務を行うこと。

イ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十六條第九項に規定する事務並びに同法第百十三條第二項、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四條の二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)第四十七條の三第二項に規定する権限に係る事務

ロ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九條第十二項に規定する権限に係る事務

ハ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)その他の法律の規定による厚生年金保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付(次条並びに第三十八條第五項第二号及び第三号において「年金給付」という。)の支払をする際における保険料その他の金銭の徴収及び納入に係る事務

二 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)第百三條の二第一項に規定する権限に係る事務及び同法第百三條の三第一項に規定する事務

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(被保険者等の意見の反映)

第二十八条 機構は、第二条第一項の趣旨を踏ま

え、被保険者、事業主、年金給付の受給権者(次条及び第三十條第二項において「受給権者」という。)その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(年金事務所)

第二十九条 機構は、従たる事務所の業務の一部を分掌させるため、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

(年金委員)

第三十條 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができ

2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者の中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができ

4 年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。年金委員でなくなった後においても、同様とする。

5 年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。

6 年金委員は、国の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。 7 前各項に定めるもののほか、年金委員に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (業務の委託等) 第三十一条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従つて、第二十七条に規定する業務の一部を委託することができる。 2 前項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者(次項において「受託者等」という。)又はこれらの者であつた者は、当該業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。 3 第二十条の規定は、受託者等について準用する。 (業務方法書) 第三十二条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。 第二節 中期目標等 (中期目標) 第三十三条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に關する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。	2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。) 二 提供するサービスその他の業務の質の向上に關する事項 三 業務運営の効率化に關する事項 四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に關する重要事項 (中期計画) 第三十四条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下この条及び次条において「中期計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 提供するサービスその他の業務の質の向上に關する目標を達成するためとるべき措置 二 業務運営の効率化に關する目標を達成するためとるべき措置 三 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に關する重要事項に關する目標を達成するためとるべき措置 四 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと	認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。 (年度計画) 第三十五条 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に關する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (各事業年度に係る業務の実績に關する評価) 第三十六条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。 (中期目標に係る業務の実績に關する評価) 第三十七条 機構は、中期目標の期間の終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標の達成状況に關する報告書(第五十一条第一項第六号及び第五十九条第六号において「中期実績報告書」という。)を厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。 3 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。	第三節 年金個人情報保護 第三十八条 厚生労働省及び機構は、年金個人情報(厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿及び国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たつて厚生労働省及び機構が取得する個人情報)をいう。以下この条において同じ。)を保有するに当たつては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。 2 厚生労働省及び機構は、前項の規定により特定された利用の目的(以下この条において「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、年金個人情報保有してはならない。 3 厚生労働省及び機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相當の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。 4 厚生労働大臣(その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。)及び機構は、法律の規定に基づき、年金個人情報を利用し、又は提供しなければならない場合を除き、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該當するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。 ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによつて、本人(当該年金個人情報によつて識別され
---	--	--	---

る特定の個人をいう。以下この項において同じ。又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 厚生労働大臣及び機構が次に掲げる事務の遂行に必要な限度で年金個人情報等を内部で利用し、又は相互に提供する場合であつて、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。 イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務 ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務のうち、健康保険法又は船員保険法の規定により厚生労働大臣又は機構が行うこととされているもの ハ 介護保険法その他の法律の規定により、年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務 ニ その他法令の規定により厚生労働省令で定めるもの 三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。 イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務（前号ロに	掲げるものを除く。） ハ 国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する事務 二 被用者年金各法（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。）による年金たる給付に関する事務 ホ 年金給付と他の法律による給付との併給の調整に関する事務 ヘ 介護保険法その他の法律の規定により、厚生労働大臣をして年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収させ、これを納入させる事務 ト 政府管掌年金事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるもの 四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。 六 前項の規定は、年金個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。 七 厚生労働大臣及び機構は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、年金個人情報の利用目的以外の目的のための厚生労働省又は機構の内部における利用をそれぞれ特定の部局若しくは機関又は特定の役員若しくは職員に限るものとする。 八 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若	しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。 九 年金個人情報が行行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第三十六条第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第八号」及び「第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第 号）第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。 十 年金個人情報に關し必要な技術的読替は、政令で定める。 10 年金個人情報の保護に關する法律第二条第三項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第三十六条第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第九号第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第 号）第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。 第五章 財務及び会計 （事業年度） 第三十九条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。 （企業会計原則） 第四十条 機構の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。 （財務諸表等） 第四十一条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、	損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 二 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事及び会計監査人の意見を付しなければならない。 三 機構は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、主たる事務所及び従たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 （会計監査人の監査等） 第四十二条 機構は、財務諸表、事業報告書（会計に關する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。 二 会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。 三 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。 四 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。
---	---	--	---

5 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての厚生労働大臣の前条第一項の承認の時までとする。 6 厚生労働大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (借入金等) 第四十三条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。 4 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。 (交付金) 第四十四条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。 2 政府は、前項の規定により交付金を交付するときは、機構に対し、その交付に充てるための財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び	当該財源の内訳に対応した交付金の使途を明らかにするものとする。 (財産の処分等の制限) 第四十五条 機構は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 (会計規程) 第四十六条 機構は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 (厚生労働省令への委任) 第四十七条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 第六章 監督 (報告及び検査) 第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	い。 (業務改善命令) 第四十九条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。 (法令違反等の是正) 第五十条 厚生労働大臣は、第四十八条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行った場合において、機構の業務又は会計が、法令若しくはこれに基づく処分若しくは業務方法書その他の規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務又は会計の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。 第七章 雑則 (業務運営に關する情報の公表) 第五十一条 機構は、次に掲げる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。 一 第十二条第九項の規定により理事会に報告があつたとき。 二 第十三条第二項の規定により副理事長又は理事が任命されたとき。 三 第十六条第一項から第三項までの規定によ	り副理事長又は理事が解任されたとき。 四 第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条の規定による認可を受けたとき。 五 第二十一条第二項、第二十二条第二項又は第四十六条の規定による届出をしたとき。 六 第三十七条第一項の規定により中期実績報告書を提出したとき。 2 機構は、前項に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、第二十九条に規定する年金事務所の設置の状況、第三十一条第一項の規定により機構の業務の委託を受けた者における機構の職員の出向(労働契約法(平成十九年法律第 号)第十四条第二項に規定する出向をいう。)の状況その他の機構の業務運営及び組織に關する情報を公表しなければならない。 (社会保障審議会への諮問) 第五十二条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。 二 第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行おうとするとき。 三 第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。 (財務大臣との協議) 第五十三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。	平成十九年六月三十日 参議院會議録第四十号 日本年金機構法案
---	---	--	--	--

二 第三十四条第一項、第三十五条、第四十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定による認可をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十四条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(経過措置)

第五十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第五十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十七条 第二十五条又は第三十一条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により厚生労働大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

四 第二十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第三十四条第三項、第四十九条第一項又は第五十条第一項の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。

六 第三十七条第一項の規定による中期実績報告書の提出をせず、又は中期実績報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして中期実績報告書を提出したとき。

七 第四十一条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第五十一条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第六十条 第七条の規定に違反して日本年金機構という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日まで

の間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十四条の規定 公布の日

二 附則第二十二条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第九十九条及び第一百九十九条の二の改正規定並びに附則第七十条の規定 平成二十年十月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第三条 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画(以下この条及び附則第五条第二項において「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 機構が自ら行う業務と第三十一条第一項の規定により委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項

二 機構の設立に際して採用する職員の数その他の機構の職員の採用についての基本的な事項

3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に関し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができるとする学識経験者の意見を聴くものとする。

(理事長等となるべき者の指名等)

第四条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、厚生労働大臣の認可を受けて機構の副理事長となるべき者及び理事となるべき者を指名する。

3 前二項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、機構の成立の時にあって、第十三条第一項及び第二項の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

(設立委員等)

第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機

構の設立に関する事務を処理させる。 2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。 3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 4 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。 5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。 (社会保障審議会への諮問等) 第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。 (機構の成立) 第七条 機構は、この法律の施行の時に成立する。 (職員の採用) 第八条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、機構の職員の募集を行うものとする。 2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職	員の採用の基準が提示されたときは、機構の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該機構の職員の採用の基準に従い、機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。 3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつてこの法律の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、機構の成立の時ににおいて、機構の職員として採用される。 4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 5 設立委員は、機構の職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができ、学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議の意見を聴くものとする。 6 機構の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、機構がした行為及び機構に対してなされた行為とする。 (秘密保持義務) 第九条 設立委員又はその職にあつた者は、機構の設立の事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 前条第五項の規定により選任された者は、同項の規定による機構の職員の採否の決定に関し	て知り得た秘密を漏らしてはならない。 3 前二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 (機構の職員の退職手当に関する経過措置) 第十条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用される者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。 2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。 3 機構は、機構の成立の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、附則第八条第三項の規定により引き続きいて機構の職員として採用された者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで社会保険庁の職員として在職したものとすれば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。 (児童手当に関する経過措置) 第十一条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立	の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。 (権利義務の承継等) 第十二条 機構の成立の際、第二十七条に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。 2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。 3 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在に
--	--	---	---

おける時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(不動産に関する登記)

第十三条 機構が前条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(国有財産の無償使用)

第十四条 国は、機構の成立の際現に社会保険庁に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に日本年金機構という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業年度に関する経過措置)

第十六条 機構の最初の事業年度は、第三十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

(年度計画に関する経過措置)

第十七条 機構の最初の事業年度の第三十五条に規定する業務運営に関する計画については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(業務の特例)

第十八条 機構は、当分の間、第二十七条に規定

する業務のほか、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第三十二条の二第一項に規定する権限に係る事務、同法第三十二条の七第一項に規定する事務及び同法第三十二条の八第一項に規定する収納を行う。

2

機構が前項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」と、「若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)」と、第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは「船員保険法若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」と、第四十八条第一項中「又は船員保険法」とあるのは「船員保険法又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」と、第五十九条第四号及び附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

3

第一項の業務のほか、機構は、厚生年金保険法附則第二十九条の四、国民年金法附則第十条、健康保険法附則第十条及び船員保険法附則第十条の規定により行うこととされた事務を行う。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十九条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

本則(第四条第一項、第九十五条、第四百四十一条第一項及び第六百六十四条第二項を除く。)及び附則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第七十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせることができる。

第九十五条中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局長、社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

第一百条の四を第一百条の十三とし、第一百条の三の次に次の九条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第三項及び第八条第一項の規定による認可、第八条の二第一項の規定による承認並びに第六条第四項及び第八条第二項の規定による申請の受理

二 第十条第一項、第十一条(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)及び附則第四条の五第一項の規定による認可

三 第十八条第一項の規定による確認

四 第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二十三条の二第一項(これらの規定を第四十六条第二項において準用する場合を含む。)

の規定による標準報酬月額額の決定又は改定(第二十三条の二第一項及び第二十六条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十四条第一項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)

の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

五 第二十四条の二(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)

の規定によりそのとされる船員保険法第十七条から第二十条まで及び第二十三条の規定による標準報酬月額額の決定又は改定(同法第十九条第一項の規定による申出の受理を含み、同法第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

六 第二十四条の三第一項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)

の規定による標準賞与額の決定(第二十四条の三第二項において準用する第二十四条第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

七 第二十七条(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)

の規定による届出の受理及び第三十条第一項(附則第四条

の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知 八 第二十九条第一項（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第二十九条第三項（第三十条第二項（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第二十九条第四項及び第五項（これらの規定を第三十条第二項及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告 九 第三十一条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下 十 第三十三条の規定による請求の受理 十一 第三十八条第二項（第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理 十二 第三十八条の二第一項の規定による申出の受理 十三 第四十四条第五項（第五十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定 十四 第四十四条の三第一項の規定による申出の受理並びに附則第七条の三第一項及び第十三条の四第一項の規定による請求の受理 十五 第四十七条の二第一項の規定による請求の受理 十六 第五十二条第二項及び第四項の規定に	よる請求の受理 十七 第五十八条第二項の規定による申出の受理 十八 第五十九条第四項の規定による認定 十九 第六十七条並びに第六十八条第一項及び第二項の規定による申請の受理 二十 第七十条の規定による情報の受領 二十一 第七十八条の二第一項及び第七十八条の四第一項の規定による請求の受理 二十二 第七十八条の五の規定による資料の提供 二十三 第七十八条の六第一項の規定による標準報酬月額額の改定又は決定及び同条第二項の規定による標準賞与額の改定又は決定 二十四 第七十八条の八の規定による通知 二十五 第七十八条の十四第一項の規定による請求の受理、同条第二項の規定による標準報酬月額額の改定及び決定並びに同条第三項の規定による標準賞与額の改定及び決定 二十六 第七十八条の十六の規定による通知 二十七 第八十一条の二の規定による申出の受理 二十八 第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認 二十九 第八十六条第五項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求 三十 第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法	第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。） 三十一 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）第四百一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二条の規定による搜索 三十二 第九十五条の規定による戸籍事項に關する証明書の受領 三十三 第九十六条第一項（附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び質問 三十四 第九十七条第一項の規定による命令及び診断 三十五 第九十八条（同条第四項を附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第九十八条第三項の規定による書類その他の物件の受領 三十六 第一百条第一項（附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令並びに質問及び検査 三十七 第一百条の二の規定による資料の提供の求め（第三十二号に掲げる証明書の受領を除く。） 三十八 次条第二項の規定による報告の受理 三十九 附則第四条の三第一項及び第四項の規定による申出の受理	四十 附則第九条の二第一項の規定による請求の受理 四十一 附則第二十九条第一項の規定による請求の受理 四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限 2 機構は、前項第二十九号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第三十一号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。 4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき（次項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。 5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構が
---	--	--	---

ら引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(財務大臣への権限の委任)

第百条の五 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第三十号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めると

ころにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができ。

2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行っている滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部

又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第百条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第百条の七 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(以下この条において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するた

めに必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第百条の八 機構は、第百条の四第一項第三十三号、第三十四号又は第三十六号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第百条の四第一項第三十三号、第三十四号又は第三十六号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十七条第一号、第九十六条、第九十七条及び第百条第一項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項並びに第九章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第百条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

- 一 第二十五条の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。)
- 二 第二十八条の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)
- 三 第三十一条の二の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。)
- 四 第三十三条(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による裁定に係る事務(第百条の四第一項第十号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。)
- 五 第三十七条第一項(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)及び第三十七條第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務
- 六 第三十八条第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)
- 七 第三十八条の二第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十二号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)
- 八 第四十条の二(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。)
- 九 第四十二条並びに附則第七条の第三第三項、第八条及び第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の支給に係る事務(第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢厚生年金の裁定を除く。)
- 十 第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四項、第四十四条の二第三項及び第四項(これらの規定、第四十三條第三項を除く。を附則第九条の二第三項、第九条の二第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。並びに附則第七条の三第五項、第九条の二第二項及び第四項、第九条の三第三項及び第五項、第九条の四第四項及び第六項、第十三条の四第五項及び第六項並びに第十三条の五第三項、第四項及び第九項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る事務(第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに同項第四十号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。))
- 十一 第四十四条第一項ただし書(附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による第四十四条第一項ただし書に規定する当該子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。並びに第四十六条第一項及び第七項並びに附則第七条の四第一項及び第四項(これらの規定を附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。)、第七條の五第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項、第十二條の二第一項及び第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第二項及び第四項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)、第十三条の四第八項、第十三条の五第五項及び第六項並びに第十三条の六第一項及び第四項(同条第八項において準用する場合を含む。))の規定による老齢厚生年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。))
- 十二 第四十七条第一項、第四十七条の二第三項、第四十七条の三第一項、第四十八條第一項及び第四十九條の規定による障害厚生年金の支給に係る事務(第百条の四第一項第十五号に掲げる請求の受理及び当該障害厚生年金の裁定を除く。)
- 十三 第四十九条第一項、第五十四條第一項及び第二項、同条第三項において準用する第四十六条第七項並びに第五十四條の二第二項の規定による障害厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)
- 十四 第五十条の二第三項において準用する第四十四条第四項並びに第五十二条第一項及び第五十二条の二の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(第百条の四第一項第十三号に掲げる認定及び同項第十六号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)
- 十五 第五十五条第一項及び第五十六条の規定による障害手当金の支給に係る事務(当該障害手当金の裁定を除く。)
- 十六 第五十八條第一項及び第六十九條の規定による遺族厚生年金の支給に係る事務(当該遺族厚生年金の裁定を除く。)
- 十七 第六十一条(同条第一項を第六十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定による遺族厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)
- 十八 第六十四条、第六十四条の二第一項、第六十四条の三第一項、第六十五条から第六十七條まで並びに第六十八條第一項及び第二項の規定による遺族厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号及び第十九号に掲げる申請の受理並びに当該支給の停止に係る決定を除く。)
- 十九 第七十三条の規定による障害厚生年金又は障害手当金の支給に係る事務(当該障害厚生年金又は障害手当金の裁定を除く。)
- 二十 第七十三条の二及び第七十五条(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。))の規定による保険給付の支給に係る事務(当該保険給付の裁定を除く。)
- 二十一 第七十四条の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)
- 二十二 第七十六条第一項の規定による遺族

厚生年金の支給に係る事務(当該遺族厚生年金の裁定を除く。) 二十三 第七十七条の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。) 二十四 第七十八条の規定による保険給付の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。) 二十五 第七十八条の七の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。) 二十六 第七十八条の十第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。) 二十七 第七十八条の十五の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。) 二十八 第七十八条の十八第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項において準用する第七十八条の十第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。) 二十九 第八十一条第一項、第八十一条の二及び第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十七号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。) 三十 第八十三条第二項及び第三項の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納	入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。) 三十一 第八十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。) 三十二 第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金(同条第六項の規定により保険料とみなされた第四十条の二の規定による徴収金に係るものを含む。)の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。) 三十三 第百条の四第一項第三十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。) 三十四 第百七十三条の二の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。) 三十五 附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の支給に係る事務(当該特例老齢年金の裁定を除く。) 三十六 附則第二十八条の四第一項の規定による特例遺族年金の支給に係る事務(当該特例遺族年金の裁定を除く。) 三十七 附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務(第百条の四第一項第四十一号に掲げる請求の受理及び	当該脱退一時金の裁定を除く。) 三十八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。) 三十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務 2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。 3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (機構が行う収納) 第百条の十一 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金たる保険給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「保険料等」という。)の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。 2 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が	任命する。 3 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。 4 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。 5 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従つて収納を行わなければならない。 6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令で定める。 (情報の提供等) 第百条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。 2 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。 第百二条第一項第五号中「当該職員」の下に「(第百条の八第二項において読み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職員を含む。第百三条において同じ。)」を加える。 第百三条の二第一号中「昭和三十四年法律第百四十七号」を削る。 第百四条の次に次の一条を加える。 第百四条の二 機構の役員は、次の各号のい
--	--	--	---

れかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第百条の六第一項及び第二項、第百条の七第一項、第百条の八第一項並びに第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第百四十一条第一項中「及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官とあり、並びに第八十六条第六項中」を削り、「第八十七条第一項から第三項まで」を「同項から同条第三項まで」に、「第八十七条第一項」を「同条第一項」に改める。

第百六十四条第二項中「及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官とあり、並びに第八十六条第六項中」を削る。

附則第二十九条の三の次の一条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第二十九条の四 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十七条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号 附則第十九条の規定による改正後の厚生年金保険法(次項において「新厚生年金保険法」という。))第百条の四から第百条の十二までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行

わせるものとする。

2 前項の場合において、新厚生年金保険法第百条の四から第百条の十二までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(国民年金法の一部改正)

第二十条 国民年金法の一部を次のように改正する。

本則(第五条の二第一項、第百四条、第百三十四条の二第一項、第百三十七条の二十一第二項及び第百三十八条の表第百四条の項を除く。)及び附則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五条の二を削る。

第六条を削り、第五条の三を第六条とする。

第七十四条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせることができる。

第百四条中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

第百九条の四を第百九条の十三とし、第百九条の三の次に次の九条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三

項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第七条第二項の規定による認定並びに附則第五条第一項及び第二項の規定による申出の受理

二 第十条第一項の規定による承認及び附則第五条第五項の規定による申出の受理

三 第十二条第四項(第百五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理及び第十二条第五項の規定による届出の受理

四 第十三条第一項(附則第五条第四項において準用する場合を含む。)及び附則第七条の四第二項の規定による国民年金手帳の作成及び交付

五 第十六条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

六 第二十条第二項の規定による申請の受理

七 第二十条の二第一項の規定による申出の受理

八 第二十八条第一項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による申出の受理並びに附則第九条の二第一項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)及び第九条の二の二第一項の規定による請求の受理

九 第三十条の二第一項及び第三十条の四第

二項の規定による請求の受理

十 第三十三条の二第四項の規定による認定

十一 第三十四条第二項及び第四項の規定による請求の受理

十二 第三十七条の二第三項(第四十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定

十三 第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による申請の受理

十四 第四十六条第一項の規定による申出の受理

十五 第八十七条の二第一項及び第三項の規定による申出の受理

十六 第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで及び第九十条の三第一項の規定による申請(第百九条の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。)の受理及び処分(これらの規定による指定を除く。)並びに第九十条第三項(第九十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分の取消し

十七 第九十二条の二の規定による申出の受理及び承認

十八 第九十二条の二の二第一項の規定による申出の受理及び同条第二項の規定による承認

十九 第九十二条の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項の規定による届出の受理

二十 第九十二条の四第二項の規定による報告の受理

て、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行つてゐる滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任することができる。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)
第九十九条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に關する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働

大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(滞納処分等実施規程の認可等)
第九十九条の七 機構は、滞納処分等の実施に關する規程(以下この条において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)
第九十九条の八 機構は、第九十九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第九十九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第六十六条並びに第七十七条第一項及

び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第九十九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第九十九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第九十九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三條第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第十四条の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)
二 第十四条の二の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。)

三 第十六条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による裁定に係る事務(第九十九条の四第一項第五号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。)

四 第十九条第一項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務

五 第二十条第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(第九十九条の四第一項第六号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

六 第二十条の二第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(第九十九条の四第一項第七号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

七 第二十三条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第九十九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

八 第二十六条並びに附則第九条の二第三項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)、第九条の二の二第三項及び第九十九条の三第一項の規定による老齢基礎年金又は老齢年金の支給に係る事務(第九十九条の四第一項第八号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢基礎年金又は老齢年金の裁定を除く。)

九 第三十条第一項、第三十条の二第三項(第三十条の四第三項において準用する場合を含む。)、第三十条の三第一項、第三十条の四第一項、第三十一条第一項及び第三十二条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務(第九十九条の四第一項第九号に掲

ける請求の受理及び当該障害基礎年金の裁定を除く。)

十 第三十二条第一項、第三十六条第一項及び第二項、第三十六条の二第一項及び第四項、第三十六条の三第一項並びに第三十六条の四第一項及び第二項の規定による障害基礎年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十一 第三十三条の二第二項及び第三項並びに第三十四条第一項の規定による障害基礎年金の額の改定に係る事務(第百九条の四第一項第十号に掲げる認定及び同項第十一号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)

十二 第三十七条の規定による遺族基礎年金の支給に係る事務(当該遺族基礎年金の裁定を除く。)

十三 第三十九条第二項及び第三項並びに第三十九条の二第二項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

十四 第四十一条、第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による遺族基礎年金の支給の停止に係る事務(第百九条の四第一項第十三号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

十五 第四十三条の規定による付加年金の支給に係る事務(第百九条の四第一項第十四号に掲げる申出の受理及び当該付加年金の裁定を除く。)

十六 第四十五条第二項の規定による付加年

金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

十七 第四十七条の規定による付加年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十八 第四十九条第一項及び第五十二条の六の規定による寡婦年金の支給に係る事務(当該寡婦年金の裁定を除く。)

十九 第五十二条の規定による寡婦年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

二十 第五十二条の二第一項及び第二項並びに第五十二条の六の規定による死亡一時金の支給に係る事務(当該死亡一時金の裁定を除く。)

二十一 第六十九条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務(当該障害基礎年金の裁定を除く。)

二十二 第七十条の規定による給付の支給に係る事務(当該給付の裁定を除く。)

二十三 第七十一条第一項の規定による遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の支給に係る事務(当該遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の裁定を除く。)

二十四 第七十二条の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

二十五 第七十三条の規定による年金給付の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

二十六 第八十七条第一項及び第九十二条の四第六項の規定による保険料の徴収に係る

事務(第百九条の四第一項第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務並びに次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

二十七 第九十二条第一項の規定による保険料の通知に係る事務(当該通知を除く。)

二十八 第九十二条の二の二第一項の規定による指定に係る事務(第百九条の四第一項第十八号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。)

二十九 第九十二条の三第二項第二号の規定による指定に係る事務(第百九条の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。)

三十 第九十二条の六第一項の規定による指定の取消しに係る事務(当該取消しを除く。)

三十一 第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

三十二 第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第百九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに

前号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

三十三 第百八条の三第一項の規定による統計調査に係る事務(第百九条の四第一項第三十一号に掲げる情報の提供の求め並びに当該統計調査に係る企画及び立案、総合調整並びに結果の提供を除く。)

三十四 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第四項の規定による勧告及び同条第五項の規定による命令に係る事務(当該勧告及び命令を除く。)

三十五 第百九条第二項の規定による認可及び同条第三項の規定による認可の取消しに係る事務(当該認可及び認可の取消しを除く。)

三十六 第百九条の二第一項の規定による指定に係る事務(第百九条の四第一項第三十三号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。)、第百九条の二第二項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。及び同条第三項の規定による指定の取消しに係る事務(当該指定の取消しを除く。))

三十七 第百九条の三第一項の規定による指定に係る事務(第百九条の四第一項第三十四号に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。)、第百九条の三第三項の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)、同条第四項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務(当該指定の取消しを除く。))

三十八 第九十九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

三十九 附則第七条の三第四項及び第九十九条の二の二第五項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務(第九十九条の四第一項第三十六号に掲げる届出の受理及び当該改定に係る決定を除く。)

四十 附則第九条の三の二第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務(第九十九条の四第一項第三十七号に掲げる請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を除く。)

四十一 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(機構が行う収納)
第九十九条の十一 厚生労働大臣は、会計法第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める

平成十九年六月三十日 参議院会議録第四十号

日本年金機構法案

場合における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「保険料等」という。)の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。

4 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

5 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従つて収納を行わなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令で定める。

(情報の提供等)
第九十九条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、保険料の免除に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第九十二条第三号中「当該職員」の下に「(第九十九条の八第二項において読み替えて適用される第九十六条第一項に規定する機構の職員を含む。)」を加える。

第九十三条の二第一号中「(昭和三十四年法律第四百七十七号)」を削る。

第九十三条の三の次に次の一条を加える。
第九十三条の四 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第九十九条の六第一項及び第二項、第九十九条の七第一項、第九十九条の八第一項並びに第九十九条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
二 第九十九条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第九十三条の二第二項及び第九三十七條の二十一第二項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに第九十六條第五項中「を削り」、「第九十七條第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

第九三十八條の表第九四四條の項中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局局長若しくは社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。
附則に次の一条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)
第十條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第十九條その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十条の規定による改正後の国民年金法(次項において「新国民年金法」という。)第九十九条の四から第九十九条の十二までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新国民年金法第九九條の四から第九九條の十二までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(児童手当法の一部改正)
第二十一条 児童手当法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「社会保険庁長官が行なう」を「厚生労働大臣が行う」に改め、同条第四項中「前項」を「第一項から第八項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収並びに前項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定め

るところにより、日本年金機構(以下この条において「機構」という。)に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金その他この法律の規定による徴収金を納付する義務を負う者(次項において「納付義務者」という。)の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所のある所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)を機構に行わせるものとする。

(審査請求)

第二十四条の二 第二十二條第二項から第七項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分(厚生労働大臣による処分を除く。)に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(健康保険法の一部改正)
第二十二條 健康保険法の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項中「のうち協会及び健康保険組合の指導及び監督に係るものの一部」を削る。

第二十三條 健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十條」を「第二百二十一條」に改める。

本則 第六十條第九項、第六十條第一項、第六十一條の三第一項、第六十八條第一項及び第二十四條第一項を除く。中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十條第九項中「するとともに、社会保険庁長官に通知」を削る。

第六十條第一項中「徴収金」の下に「第二百四條の二第一項及び第二十四條の六第一項を除き」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十一條の三第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、「厚生労働大臣の認可を受けて」を削る。

第六十八條第一項中「又は社会保険庁長官」

を削る。

第二十四條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二十四條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第六十一條の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第三條第一項第八号の規定による承認

二 第三條第二項ただし書(同項第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による承認

三 第三十一條第一項及び第三十三條第一項の規定による認可(健康保険組合に係る場合を除く。)、第三十四條第一項の規定による承認(健康保険組合に係る場合を除く。)

並びに第三十一條第二項及び第三十三條第二項の規定による申請の受理(健康保険組合に係る場合を除く。)

四 第三十九條第一項の規定による確認

五 第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項及び第四十三條の二第一項の規定による標準報酬月額決定又は改定(同項の規定による申出の受理を含み、第四十四條第一項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を

含む。)

六 第四十五條第一項の規定による標準賞与額の決定(同条第二項において準用する第四十四條第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

七 第四十八條(第六十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理及び第五十條第一項の規定による通知

八 第四十九條第一項の規定による認可に係る通知(健康保険組合に係る場合を除く。)、同条第三項の規定による届出の受理(健康保険組合に係る場合を除く。)

並びに同条第四項及び第五項の規定による公告(健康保険組合に係る場合を除く。)

九 第四十九條第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定に係る通知、同条第三項(第五十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

並びに第四十九條第四項及び第五項(第五十條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による公告

十 第五十一條第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下

十一 第六十二條第一項の規定による申請の受理、同条第二項の規定による交付及び同条第三項の規定による日雇特例被保険者手帳の受領

十二 第六十五條九條の規定による申出の受理

十三 第六十六條第六條第六十九條第八項において準用する場合を含む。)の規定による申出の受理及び承認

十四 第七十一條第一項及び第三項の規定による報告の受理

十五 第八十條第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

十六 第八十三條の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二條において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

十七 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第四百四十一條の規定による質問及び検査並びに同法第四百四十二條の規定による搜索

十八 第九十七條第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十九 第九十八條第一項の規定による命令並びに質問及び検査(健康保険組合に係る場合を除く。)

二十 第九十九條第一項の規定による資料の提供の求め

二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

機構は、前項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十七号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)

各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百條の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

第二百四條の次に次の五條を加える。

(財務大臣への権限の委任)
第二百四條の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十六号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。)

う。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金(第五十八條、第七十四條第二項及び第九十九條第二項(第四百九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による徴収金を除く。第二百四條の六第一項において「保険料等」という。の

効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 厚生年金保険法第百條の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)
第二百四條の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百條の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)
第二百四條の四 機構は、滞納処分等の実施に關する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百條の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)
第二百四條の五 機構は、第二百四條第一項第十九号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第九十八條第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(機構が行う収納)
第二百四條の六 厚生労働大臣は、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百條の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百五條に見出しとして「(地方厚生局長等への権限の委任)」を付し、同条第一項中「権限」の下に「第二百四條の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。」を加え、同條の次に次の二條を加える。

二百三条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）を行わせるものとする。

一 第三条第二項ただし書(同項第三号に係る部分に限る。)の規定による承認に係る事務(当該承認を除く。)

二 第四十六條第一項及び第二百五條第二項（第百六十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による価額の決定に係る事務（当該決定を除く。）

三 第五十一条の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)

四 第百八条第六項の規定による資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）

五 第五百五十五条第一項、第五百五十八条、第五百五十九条及び第一百七十二条の規定による保険料の徴収に係る事務(第二百四条第二

項第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務並びに第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十条第一項の規定に

よる督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第七号、第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

六 第六百六十四条第二項及び第三項(第六百六十九條第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。)

七 第七十條第一項の規定による保険料額の決定及び告知に係る事務(当該保険料額

の決定及び告知を除く。）並びに同条第二項

の規定による追徴金の徴収に係る事務(第
二百四条第一項第十五号から第十七号まで
に掲げる権限を行使する事務及び第二百四
条の六第一項の規定により機構が行う収
納、第百八十条第一項の規定による督促)

の他の厚生労働省令で定める権限を使用する事務並びに第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

八百七十三条第一項の規定による抛出金の徴収に係る事務(第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使

する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で

第九百八十条第一項及び第二項の規定によ

る督促に係る事務当該督促及び督促状を
発すること（督促状の発送に係る事務を除
く。）を除く。）

第百八十一条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる

権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十条第一項の規定による督促その他の厚生

労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）

第二百四条第一項第十六号に規定する

厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

十二 介護保険法第六十八条第五項その他の

厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

厚生年金保険法第百条の十二項及び第三

項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（情報の提供等）
第二百五条の三 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被

保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づき協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行

うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第二百八条第五号中「当該職員」の下に「(第二

日四条の五第二項において読み替えて適用される第百九十八条第一項に規定する機構の職員を占む。次条において同じ。」を加える。

第二百十三条の二第一号中「昭和三十四年法律第百四十七号」を削り、「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会又は健康保険

組合の職員が行うものを除く」に改め、同条第一号中「社会保険庁に属する職員が行うものに

限る」を「協会又は健康保険組合の職員が行うも

のを除く」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二百二十一条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第二百四条の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第二百四条の四第一項、第二百四条

の五第一項及び第二百四条の六第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければ

ばならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二百四条の四第二項において準用する

厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十条 改正法附則第二十五条その他この法律

の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法（平成

十九年法律第 号)附則第二十三条の規定による改正後の健康保険法(次項において「新健康保険法」という。)第二百四条から第二

百五条の三までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

四條から第二百五條の三までの規定の適用に
 ついての技術的読替えその他これらの規定の

適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(船員保険法の一部改正)

第二十四条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第九条ノ五の次に次の一条を加える。

第九条ノ六 本法ニ規定スル厚生労働大臣ノ権限ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生局長ニ委任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方厚生局長ニ委任セラレタル権限ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生支局長ニ委任スルコトヲ得

第二十五条 船員保険法の一部を次のように改正する。

本則 第二百一十一条第六項、第三百三十二条第一項、第三百三十五条第一項、第四百六十六条第一項、第四百八十八条及び第五百三十三条第一項を除く。中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第二百一十一条第六項中「するとともに、社会保険庁長官に通知」を削る。

第三百三十二条第一項中「徴収金」の下に「第五百三十三条の二第一項及び第五百三十三条の六第一項を除き、」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改める。

第三百三十五条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、「厚生労働大臣の認可を受けて」を削る。

第四百四十六條第一項中「又は社会保険庁長官」を削る。

第四百四十八條の見出し中「及び社会保険庁長

官」を削り、同条中「社会保険庁長官並びに」を削る。

第五百三十三條の前の見出しを削り、同条及び第五百三十三條の二を次のように改める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第五百三十三條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第十五条第一項の規定による確認

二 第十七条から第十九条までの規定による標準報酬月額額の決定又は改定(同条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

三 第二十一条第一項の規定による標準賞与額の決定(同条第二項において準用する第二十条第二項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

四 第二十四条の規定による届出の受理及び第二十六条第一項の規定による通知

五 第二十五条第一項の規定による通知、同条第三項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理並びに第二十五条第四項及び第五項(第二十六条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による公告

六 第二十七条第一項の規定による請求の受

理及び同条第二項の規定による請求の却下

七 第一百八十八條の規定による申出の受理

八 第一百二十九條の規定による申出の受理及び承認

九 第三百三十二條第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

十 第三百三十七條の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二條において準用する民法

第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

十一 第三百三十七條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)第四百一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百二十二條の規定による搜索

十二 第四百四十五條第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十三 第四百四十六條第一項の規定による命令並びに質問及び検査

十四 第四百四十七條の規定による資料の提供の求め

十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第九号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十一号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(財務大臣への権限の委任)
第五百三十三條の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「滞納処分等その他の処分」とい

う。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金(第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項(第七十四条第三項において準用する場合を含む。))の規定による徴収金を除く。第五百五十三条の六第一項において「保険料等」という。の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。 2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。 第五百五十三条の二の次に次の七条を加える。 (機構が行う滞納処分等に係る認可等) 第五百五十三条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。 2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。 (滞納処分等実施規程の認可等) 第五百五十三条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可	を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。 (機構が行う立入検査等に係る認可等) 第五百五十三条の五 機構は、第五百五十三条第一項第十三号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 2 前項に規定する場合における第四百六十六条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。 (機構が行う収納) 第五百五十三条の六 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。 2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (地方厚生局長等への権限の委任) 第五百五十三条の七 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第五百五十三条の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。 2 前項の規定により地方厚生局長に委任され	た権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。 (機構への事務の委託) 第五百五十三条の八 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。 一 第二十二条の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。) 二 第二十八条の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。) 三 第七十条第六項の規定による資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く。) 四 第四百一十四条第一項、第四百八条及び第三百一十一条第一項 同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による保険料の徴収に係る事務(第五百五十三条第一項第七号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第五百五十三条の六第一項の規定により機構が行う収納、第三百三十二条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第六号及び第八号に掲げる事務を除く。) 五 第二百二十七条第二項及び第三項の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。) 六 第三百三十二条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)	七 第三百三十三条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第五百五十三条第一項第九号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第五百五十三条の六第一項の規定により機構が行う収納、第三百三十二条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。) 八 第五百五十三条第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。) 九 介護保険法第六十八条第五項その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。) 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務 2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (情報の提供等) 第五百五十三条の九 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。 2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互
--	---	---	---

の密接な連携の確保に努めるものとする。

第百五十六條第四号中「当該職員の下に」(第百五十三條の五第二項において読み替へて適用される第百四十六條第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。)を加える。

第百五十九條第一号中「昭和三十四年法律第百四十七号」を削り、「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会の職員が行うものを除く」に改め、同条第二号中「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会の職員が行うものを除く」に改める。

第百六十條の次に次の一条を加える。

第百六十條の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第百五十三條の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百條の六第二項、第百五十三條の四第一項、第百五十三條の五第一項及び第百五十三條の六第二項において準用する同法第百條の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第百五十三條の四第二項において準用する厚生年金保険法第百條の七第三項の規定による命令に違反したとき。

附則に次の一条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第四十五條その他この法律の改正に伴う経過措置を定め

る規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十五條の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」という。)第百五十三條から第百五十三條の九までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新船員保険法第百五十三條から第百五十三條の九までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法第四十五條ノ三の規定その他厚生労働省令で定める規定については、同条中「社会保険長官」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは厚生労働省令で定める。

4 前項の規定により読み替えられた厚生労働大臣の権限については、第一項及び第二項の規定を準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十六條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十條を次のように改める。

第三十條 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより

り、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第二十七條 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「各地方社会保険事務局」を「各地方厚生局(地方厚生支局を含む。)」に改める。

第三条第九項中「及び専門委員」を、「臨時委員及び専門委員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項を第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び専門委員」を、「臨時委員及び専門委員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。第四條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任

されるものとする。

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)

第二十八條 前条の規定の施行前に地方社会保険医療協議会にされた諮問で同条の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、同条の規定による改正後の社会保険医療協議会法第一条第二項に規定する地方社会保険医療協議会であつて当該諮問を受けた地方社会保険医療協議会に相当するものにされた諮問とみなす。

第二十九條 この法律の公布の日以後に任命される地方社会保険医療協議会の委員の任期は、社会保険医療協議会法第四條第一項の規定にかかわらず、平成二十年九月三十日までとする。

第三十條 附則第二十七條の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行後最初に任命される地方社会保険医療協議会の委員のうち、厚生労働大臣が任命の際に指名する半数の者の任期は、同法第四條第一項の規定にかかわらず、一年とする。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第三十一條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「各地方社会保険事務局」を「各地方厚生局(地方厚生支局を含む。以下同じ。)」に改める。

第三条第一号を次のように改める。

一 日本年金機構(以下「機構」という。)がした処分(第四号に規定する処分を除く。)に対する審査請求にあつては、その処分に

関する事務を処理した機構の事務所(年金事務所)(日本年金機構法(平成十九年法律第 号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。)が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。)とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所(年金事務所)がその業務の一部を分掌する従たる事務所(とする。)の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

第三条第二号中「地方社会保険事務局」を「地方厚生局」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 厚生労働大臣がした処分(次号に規定する処分を除く。)に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所(従たる事務所を經由した場合にあつては、その従たる事務所(年金事務所)を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくは国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

第三条第四号中「機関の所属する地方社会保

険事務局(その処分をした機関が社会保険事務所に所属する場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局)又はその処分をした市町村の区域を管轄する地方社会保険事務局を、者の所属する機関の事務所として厚生労働省令で定めるものの所在地を管轄する地方厚生局に改め、同条第五号を削る。

第四条第一項中「保険給付」の下に「国民年金法による給付を含む。」を加え、「国民年金法」を「同法」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五条第二項中「地方社会保険事務局、社会保険事務所」を「地方厚生局、機構の従たる事務所、年金事務所」に、「当該地方社会保険事務局」を「当該地方厚生局」に改める。

第九条第一項中「国民年金基金」の下に「機構、財務大臣(その委任を受けた者を含む。)」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第三十二条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十六条第十項の項中「第六十六条第十項」を「第六十六条第十二項」に改める。

第四十七条の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十七条の三第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に

次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 厚生労働省 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員

第八条第一項中「第三条第二項第二号又は第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、「それぞれ社会保険庁長官又は」を削る。

第六十六条第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 厚生労働大臣は、日本年金機構に、前項の規定により委託を受けた資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く。)を行わせるものとする。

10 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十条第四項及び第九十三条の四中「社会

保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百十三条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十四条の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前国共済法」という。)

第三条第二項第二号口の規定により設けられた組合(以下「旧組合」という。))は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務(附則第三十七条の規定により同条に規定する新設健保組合が承継することとされるものを除く。))は、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後国共済法」という。)

第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもって組織された組合(第三項及び次条において「厚生労働省共済組合」という。))が承継する。

2 旧組合の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 旧組合の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例によることとし、厚生労働省共済組合が行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、施行日から起算して二月を経過する日とする。 4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、改正後国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 第三十五条 施行日の前日に旧組合の組合員であつた者（施行日に厚生労働省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。）は厚生労働省共済組合の組合員であつた者と、旧組合の組合員であつた期間（次に掲げる期間を除く。）は厚生労働省共済組合の組合員であつた期間とみなす。 一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間	三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間 四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間 2 旧組合が施行日前に改正前国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の改正前国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額は、施行日以後は、当該更新組合員の属する厚生労働省共済組合が改正後国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した改正後国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額とみなす。 3 施行日前に改正前国共済法第五十三条第一項（第二号を除く。）の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が厚生労働省共済組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。 4 施行日前に改正前国共済法第七十三条の二第一項又は第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、これらの規定により厚生労働省共済組合にした申出とみなして、これらの規定を適用する。 （健康保険組合の設立） 第三十六条 機構は、施行日において健康保険組合を設けるものとする。 2 厚生労働大臣は、附則第五条第一項の規定により命じた設立委員に、前項の健康保険組合の設立に関する事務を処理させる。 3 設立委員は、施行日の前日までに、健康保険組合の規約その他政令で定める事項につき、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。 4 前項の認可があつたときは、健康保険組合は施行日に設立の認可を受けたものとみなし、施行日に成立する。 5 前三項に規定するもののほか、第一項の健康保険組合の設立に必要事項は、政令で定める。 （旧組合の短期給付等に係る権利及び義務の承継に関する経過措置） 第三十七条 この法律の施行の際旧組合が有している改正前国共済法による短期給付の事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等及び同法附則第七条	第一項に規定する病床転換支援金等、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金の納付に関する業務を含む。）及び改正前国共済法第九十八条第一項第一号から第二号までに掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に係る一切の権利及び義務は、前条第一項の規定により設立された健康保険組合（以下「新設健康組合」という。）が承継する。 （旧組合の任意継続組合員に関する経過措置） 第三十八条 施行日前に退職し、改正前国共済法第百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができた者であつて、施行日前に当該申出をしていないものが、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があるとして新設健康組合が認めた場合には、その認めた日）までの間に当該申出を新設健康組合に行つたときは、その者は退職の日の翌日から施行日の前日までの間は任意継続組合員（同条第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下同じ。）であつた者とする。 2 施行日の前日において旧組合の任意継続組合員であつた者（前項の規定により任意継続組合員であつた者とされた者を含む。同日において改正前国共済法第百二十六条の五第五項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当した者を除く。）は、施行日において新設健康組合の任意継続被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）とする。この場合において、その者の当該任意継続組合員であつた期間は、任意継続
--	---	---

続被保険者であつた期間とみなす。

3 施行日の前日において旧組合の組合員(継続長期組合員(改正前国共済法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下同じ。))及び任意継続組合員を除く。)であつた者であつて、同日に退職し、かつ、同日に改正前国共済法第二百六条の五第一項の規定による申出を旧組合に行つたものは、施行日において新設健保組合の任意継続被保険者になるものとする。

(健康保険法第三条第四項及び第四百四条の規定の適用に関する特例)

第三十九条 施行日の前日において旧組合の組合員であつた者であつて、施行日において健康保険の被保険者となつたものに対する健康保険法第三条第四項及び第四百四条の規定の適用については、同項及び同条中「共済組合の組合員である被保険者」とあるのは、「共済組合の組合員である被保険者(日本年金機構法平成十九年法律第 号)附則第三十四条第一項に規定する旧組合の組合員(継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。))である被保険者を除く。」とする。

(旧組合の組合員で新設健保組合の被保険者となつた者に係る給付等に関する経過措置)

第四十条 この法律の施行の際前条に規定する者(旧組合の継続長期組合員又は任意継続組合員であつた者を除き、新設健保組合の被保険者となつたものに限る。以下この条において同じ。)のうち改正前国共済法第二百六条第一項の規定による傷病手当金の受給権者であつた者であつ

て、同一の傷病について健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金を受けることができるものに対する同条第二項の規定の適用については、当該改正前国共済法第二百六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

2 前条に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項又は第四百四条の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金の支給を受けることができるものに対する健康保険法第八八条第二項又は第三項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健保組合の被保険者である間は、当該障害共済年金又は障害一時金を厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、前条に規定する者に係る改正前国共済法の規定による短期給付について必要な事項は、政令で定める。

第四十一条 施行日前に改正前国共済法第二百条の二の規定により旧組合の組合員(施行日において新設健保組合の被保険者となつた者に限る。)が旧組合にした申出は、健康保険法第五百九十九条又は厚生年金保険法第八十一条の二の規定により新設健保組合又は厚生労働大臣にした申出とみなして、これらの規定を適用する。

(旧組合の組合員の資格喪失後の給付に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行の際現に旧組合の組合員(継続長期組合員を除く。次項において同

じ。)であつた者又はその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九条の規定により支給されている給付又は改正前国共済法第六十六条第三項若しくは第六十七条第二項の規定により支給されている給付については、なお従前の例によるものとし、新設健保組合がこれらの給付を支給する。

2 施行日前に旧組合の組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、改正前国共済法第六十一条第二項又は第六十四条の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、改正前国共済法の規定の例によるものとし、新設健保組合が当該給付を支給する。

(審査請求に関する経過措置)

第四十三条 旧組合が改正前国共済法の規定により行つた短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求であつて、施行日以後に審査請求が行われたものについては、なお従前の例による。

2 新設健保組合が改正前国共済法の規定により行つた旧組合の短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求については、改正後国共済法第三百三条から第七七条までの規定を適用する。この場合において、改正後国共済法第六六条中「組合」とあるのは、「日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第三十七条に規定する新設健保組合」とする。

(国民健康保険法の一部改正)

第四十四条 国民健康保険法の一部を次のように

改正する。

第九条第十項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 第十項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

13 国民年金法第九十九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十二条中「第十二項」を「第十二項から第十四項までに」、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 削除

第九十九条の二を次のように改める。

(権限の委任)

第九十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第九十九条の三 第四十一条第一項の下に「第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。」を、「及び第二項の下に(第四十五条の二第四項、第五十二

条第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。」を、「第四十五條の二第一項」の下に「第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。」を、「第五十四條の二の二及び「第五十四條の二の

第三項」の下に「第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。」を加える。
(行政事件訴訟法の一部改正)
第四十五條 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九號)の一部を次のように改正する。
別表日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十六條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十八條の二第三項中「第三百三十七條第六項」を「第三百三十七條第九項」に改める。

第八十二條第四項及び第九十九條の九中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百四十四條の二十四の二第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十四條の二十五の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四十七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一號)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項及び七十二の二の項中「社会保険庁及び」を「厚生労働省及び日本年金機構並びに」に改め、同表の七十三の二の項から七十七の項までの規定中「社会保険庁」を「厚生労働省及び日本年金機構」に改める。
(石炭鉱業年金基金法の一部改正)
第四十八條 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五號)の一部を次のように改正する。

第二十條中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十二條第一項中「及び第五項並びに」を「第五項及び第六項並びに」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六條第六項中「を削る」。
(社会保険労務士法の一部改正)
第四十九條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九號)の一部を次のように改正する。

第三十條中「の一部」を削り、「政令」を「厚生労働省令」に、「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができ

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第五十條 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第百六十三條第三項を削る。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五十一條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四號)の一部を次のように改正する。

附則第四十三條第二項、第三項、第五項及び第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五十二條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五號)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第一項、第二項及び第六項並びに第二十七條第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五十三條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二號)の一部を次のように改正する。

附則第七條第二項中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「日本年金機構(以下「機構」という。))に、「その地方社会保険事務所又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局長」を「その処分に關する事務を處理した機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第 号)第二十九條に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五條第二項において同じ。))が当該事務を處理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四條第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五條第二項において同じ。))とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所とする。))の所在地を管轄する地方厚生局に、「地方社会保険事務所」と、「地方厚生局」と、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「地方社会保険事務所(審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を経由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務所)」を「地方厚生局又は機構の事務所(従たる事務所を経由した場合にあつては、その従たる事務所(年金事務所を経由した場合は、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくは」に、「地方社会保険事務所」とする」を「地方厚生局又は」とする」に改める。

附則第五十五條第二項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

官 報 (号 外)

附則第五十六条第二項及び第五十七条第二項中「及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「を削る」。

(介護保険法の一部改正)

第五十四条 介護保険法の一部を次のように改正する。

「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百三十四条に次の二項を加える。

12 年金保険者(厚生労働大臣に限る。)は、日本年金機構に、第一項から第六項までの規定による通知に係る事務(第八項の規定による經由に係る事務を含み、当該通知を除く。)を行わせるものとする。

13 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

第百三十六条に次の二項を加える。

7 厚生労働大臣は、日本年金機構に、第一項の規定による通知の受理に係る事務(第五項の規定による經由に係る事務を含み、当該受理を除く。)を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

第百三十七条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条に次の三項を加える。

7 特別徴収義務者(厚生労働大臣に限る。)は、日本年金機構に、第一項及び第四項の規定による徴収及び納入に係る事務(当該徴収

及び納入を除く。)を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

9 第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項及び第十三項の規定は第六項の規定による特別徴収義務者(厚生労働大臣に限る。)の通知について準用する。

第百三十八条第二項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第四項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第百四十一条第二項中「第六項」を「第八項」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第五十五条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第百十一条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第五十六条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「地方社会保険事務局局長又は社会保険事務所長」を「日本年金機構(以下「機構」という。)」に、「その地方社会保険事務局又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局」を「その処分に関する事務を処理した

機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法平成十九年法律第 号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。)が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所とする。)の所在地を管轄する地方厚生局に、「地方社会保険事務局」とし、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「地方社会保険事務局(審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を経由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局)」を「地方厚生局又は機構の

事務所(従たる事務所を経由した場合にあつては、その従たる事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくは)、に、「地方社会保険事務局」とするを「地方厚生局又は」とするに改める。

附則第五十七条第四項中「及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「を削る」。

附則第百二十条を次のように改める。

第百二十条 削除
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五十七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)

第五十八条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項第一号中「平成二十二年四月一日」を「同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第五十九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。
別表日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二項及び第六項並びに第四十一条中「社会保険庁長官」を厚生労働大臣に改める。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)

第六十一条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十二条の次に次の八条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第三十二条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三十一条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第五号、第七号及び第八号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第一項及び第二項並びに第七条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

二 第二十二條第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六

号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

三 第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による搜索

四 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

五 第二十六條の規定による戸籍事項に関する証明書の受領

六 第二十七條第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第一項の規定による書類その他の物件の受領

七 第二十八條第一項の規定による命令及び質問並びに同条第二項の規定による命令及び診断

八 第二十九條の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(第五号に掲げる証明書の受領を除く。)

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第三号に掲げる権限及び同項第四号に掲げる国税滞納処分の例による処分

(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 国民年金法第九十六条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第三十二条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 国民年金法第九十六条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)
第三十二条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国民年金法第九十六条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う命令等に係る認可等)
第三十二条の五 機構は、第三十二条の第二項第七号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第三十二条の二第一項第七号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第十四条及び第二十八條の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)
第三十二条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第三十二条の七 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三十一条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第三条、第九条、第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定による特別障害給

付金の支給に係る事務(当該特別障害給付金の支給の認定を除く。)

二 第六条第一項及び第二項の規定による認定に係る事務(第三十二条の二第一項第一号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。)

三 第十五条の規定による特別障害給付金の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

四 第二十二條第一項の規定による不正利得の徴収に係る事務(第三十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第七号に掲げる事務を除く。)

五 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

六 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第三十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前

号及び次号に掲げる事務を除く。)

七 第三十二条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

八 介護保険法(平成十九年法律第百二十三号)第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 国民年金法第九十九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。(機構が行う収納)

第三十二条の八 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合におけるこの法律の規定による徴収金の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 国民年金法第九十九条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(情報の提供等)

第三十二条の九 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、特定障害者の障害の状態その他厚生労働大臣の権限の行使に必要と必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づ

く特別障害給付金の支給に関する事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第六十二条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号、第六項及び第九項中「社会保険庁長官」を「日本年金機構の理事長」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「第四条第九十四号」を「第四条第九十四号」に改める。

附則第二十五条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六十四条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百十一条第七項第二号口中「経費」の下に「(日本年金機構が行う措置に係るものを除く。)」を加え、同号中ホをへとし、二をホとし、ハをことし、ロの次に次のように加える。

ハ 日本年金機構への交付金

第一百十三条第五項中「政府」を「政府又は日本年金機構」に改める。

第一百十四条第五項及び第六項中「経費」の下に「日本年金機構への交付金」を加え、同条第七項及び第八項中「業務取扱費」の下に「又は日本年金機構への交付金」を加える。

附則第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 附則第二百六十八條の二の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の施行の日

附則第二十三条第一項中「平成二十一年度の末日」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第二十九条中「船員保険に関し政府」の下に「又は日本年金機構」を加える。

附則第六十七条第一項中「末日」の下に「(第十三号にあつては、同号に定める日)」を加え、同項第十三号中「平成二十一年度」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第九十一条中「平成二十一年度の末日」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第二百六十八條の次に次の一条を加える。

第二百六十八條の二 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「船員保険特別会計」を削る。

附則第二百六十九條のうち退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第一条の改正規定中「船員保険特別会計」を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百十一条第七項、第百十三条第五項、第百十四条第五項から第八項まで及び附則第二十九条の規定は、施行日の属する年度の予算から適用する。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち船員保険法第九条ノ二から第九条ノ五までを削る改正規定中「から第九条ノ五まで」を「から第九条ノ六まで」に改める。

第四条のうち船員保険法本則に一条、三款、二節及び五章を加える改正規定中第百五十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「権限の委任」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百五十三条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則第一条第一号を同条第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 附則第百三十八条の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の公布の日

平成十九年六月三十日 参議院会議録第四十号

日本年金機構法案

附則第一条第三号中「及び第百三十七条から第百三十九条まで」を「第百三十七条、第百三十九条及び第百三十九条の二」に、「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法の施行の日」に改める。

附則第三条から第五条まで、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条及び第十七条中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一号の二」に改める。

附則第四十二条第四項中「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度(同日が年度の初日に当たる場合は、当該年度の前年度の末日以前)」に、「同日」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」に改める。

附則第四十三条第二項中「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度(同日が年度の初日に当たる場合は、当該年度の前年度の末日)に改め、同条第三項中「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日」において五十五歳に達していない者であつて」を削り、「生まれたもの」を「生まれた者」に、「雇用されている者」を「雇用されているもの」に改める。

附則第四十五条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第六十三条及び第七十五条中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一号の二」に改める。

附則第百三十二条の見出し中「平成二十二年度における」を「附則第三十二条の規定の適用に

係る事業に関する」に改め、同条中「平成二十二年」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度(同日が年度の初日に当たる場合は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度)」に改める。

附則第百三十八条第二項を削り、同条第一項中「特別会計に関する法律附則第二百六十六条第一項に規定する暫定船員保険特別会計(以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。))の平成二十一年度」を「暫定船員保険特別会計の最終会計年度」に、「平成二十二年」を「最終会計年度の翌年度」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

特別会計に関する法律附則第二百六十六条第一項に規定する暫定船員保険特別会計(以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。))の附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日の属する会計年度(以下この条において「最終会計年度」という。))は、同日に終わるものとする。

附則第百三十八条第三項及び第四項中「平成二十一年度」を「最終会計年度」に改める。

附則第百三十九条の次に次の一条を加える。

第百三十九条の二 附則第百三十七条の規定による改正後の特別会計に関する法律第九十九条第一項、第百二条の二、第百三条第五項、第百八条、第百十一条第三項、第五項及び第七項、第百十三条第五項、第百十四条第七項並びに第百二十条第二項並びに附則第二十八条の二及び第二十九条の規定並びに前条の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行

の日の属する年度の予算から適用する。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第六十七条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「若しくは沖縄振興開発金融公庫」を「沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構」に改める。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第六十八条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第四十七条第八項、第六十四条第八項及び第八十二条第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第一百一条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣、日本年金機構(以下「機構」という。))に改める。

第百三条の次に次の二条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百三条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。

一 第七条第二項の規定による認定
二 第二十五条第一項及び第三項の規定による申出の受理

三 第三十七条第三項の規定による申出の受理

四 第四十七条第八項(第四十八条第六項第五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。の規定による確認

五 第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。の規定による確認

六 第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。の規定による確認

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項各号に掲げる権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(機構への事務の委託)

第百三条の三 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 介護保険法(平成十九年法律第百二十三号)第百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の

提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国家行政組織法の一部改正)

第六十九条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 厚生労働省の項及び別表第二中「社会保険庁」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第七十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号」を「第九号から第十七号まで、第十八号」に、「第八十一号、第八十二号」を「第八十二号まで」に、「第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号(全国健康保険協会及び健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。)、第九十六号(国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。)、第九十六号の二(後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。)」を「第九十六号の二」に改める。

第七十一条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

「第四章 外局」

第一節 設置(第二十五条)

第二節 社会保険庁

第二款 任務及び所掌事務(第二十九条)

第三節 中央労働委員会(第三十一条)

十六号(第二十八条)を「第四章 中央労働委員会(第二十五条)」に改める。

第七十条第一項第四号中「及び健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)及び日本年金機構法(平成十九年法律第 号)」に改める。

第十八条第一項中「(第二十八条に定める事務に係る部分を除く。)」を削り、「第百号、第百号の二」を「第九十八号から第百号の二まで、第百二号」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 中央労働委員会

第四章第一節の節名を削る。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

2 中央労働委員会については、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第四章第二節及び第三節を削る。

附則第三項及び第四項を削る。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がさ

れていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年六月二十八日

厚生労働委員長 鶴保 庸介

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年六月一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七項中「事業主をいう」の下に

「第百八条第三項において同じ」を加える。

第九十二条の四第五項を次のように改める。

5 被保険者が第一項の規定により保険料を納

付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。

附則第八條の二を削る。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第九十二条の二の次に次の一条を加える。

(指定代理納付者による納付)

第九十二条の二の二 被保険者は、社会保険庁長官に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの(以下この条において「指定代理納付者」という。)から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

2 社会保険庁長官は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

3 第一項の指定の手續その他指定代理納付者による納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「国民年金事業の円滑な実施を図るための措置」に改める。

第五条の三中「並びに附則第九條の三の四の

規定により市町村が処理することとされる事務」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置

第七十四条 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 教育及び広報を行うこと。
- 二 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条において「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。
- 三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八十五条第一項各号列記以外の部分中「以下同じ。」を削る。

第九十二条の二中「行うこと」の下に「（附則第五条第二項において「口座振替納付」という。）を加える。

第九十二条の三第一項中「加入員に」の下に「第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納

している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに」を加え、同項に次の一号を加える。

三 社会保険庁長官に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

第九十二条の三第三項中「当該指定」を「当該指定」に改め、「所在地を」の下に「同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を」を加える。

第九十九条の二を第百九条の四とし、第百九条の次に次の二条を加える。

（学生納付特例の事務手続に関する特例）

第百九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、社会保険庁長官がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置する学校教育法第五十二条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該

被保険者に係る同項の申請をすることができ

2 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、学生納付特例事務法人に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 第一項の指定の手続その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（保険料納付確認団体）

第百九条の三 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令で定めるものであつて、社会保険庁長官がこれらの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものとして指定するもの（以下この条において「保険料納付確認団体」という。）は、同項の業務を行うことができる。

2 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員その他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていない事実（次項において「保険料滞納事実」という。）の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うものとする。

3 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体の求めに応じ、保険料納付確認団体が前項の業務を適正に行うために必要な限度において、保険料滞納事実に関する情報を提供することができる。

4 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体がその行うべき業務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、保険料納付確認団体に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 保険料納付確認団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、第二項の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手続その他保険料納付確認団体に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百十三条の二に次の一号を加える。

三 第百九条の三第六項の規定に違反した者第百十三条の三第一項中「前条を」前条（第三号を除く。）に改める。

附則第五十条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第八十四条第一項及び」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を

同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項(第一項第三号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」の下に「(第一項第三号に掲げる者にあつては、同項)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

附則第九条の三の三及び第九条の三の四を削る。

附則第九条の四の次に次の一条を加える。
(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第九条の四の二 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五

条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

附則第九条の五中「政府は、」の下に「国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第三条の規定による改正前の」を加える。

第四条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十四条中「納付状況」の下に「基礎年金番号(政府管掌年金事業(政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。)の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)」を加える。
第八十八条の三の次に次の一条を加える。
(基礎年金番号の利用制限等)

第八十八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機

構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十一条の二を第百十一条の三とし、第百十一条の次に次の一条を加える。
第百十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第百十三条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百十三条の三第一項中「前条」第三号を除く。」「を「第百十一条の二又は前条(第四号を除く。)」を「第百十一条の二又は前条(第四号を除く。)」に改め、

く。」「に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。
第五条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「受理したとき」の下に「(氏名及び住所の変更に関する事項の届出であつて厚生労働省令で定めるものを受理したときを除く。)」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。
ただし、氏名及び住所の変更に関する事項であつて厚生労働省令で定めるものについては、この限りでない。

第百五条第四項に次のただし書を加える。
ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る。))は、この限りでない。

第百三十八条の表第百五条第二項(第十二条第二項を準用する部分を除く。))及び第五項を除く。))の項中「部分を除く。))」の下に「第四項ただし書」を加える。

第百四十七條第四号中「第百五条第四項」を「第百五条第四項本文」に改める。
(厚生年金保険法の一部改正)

第六条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
第百条の二第一項中「資格」の下に「標準報酬又は保険料」を加える。

第七条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。
目次中「福祉施設」を「厚生年金保険事業の円

滑な実施を図るための措置に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置

第七十九条 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に關し、次に掲げる事業を行うことができる。

一 教育及び広報を行うこと。

二 被保険者、受給権者その他の関係者(以下この条において「被保険者等」という。)に對し、相談その他の援助を行うこと。

三 被保険者等に對し、被保険者等が行う手続に關する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、厚生年金保険事業の実施に必要な事務(国民年金法第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。)の負担に伴う事務を含む。)を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八十条第一項中「国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金(以下単に「基礎年金拠出金」という。)」を「負担する基礎年金拠出金」に改める。

附則第二十九条の二中「政府は、」の下に「厚生

年金保険事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)第七十九条の規定による改正前の「を加え、同条を附則第二十九条の三とし、附則第二十九条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第二十九条の二 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に關する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二十五条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九条 厚生年金保険法の一部を次のように改正

する。

第二十八条中「(以下同じ。)」の下に「基礎年金番号(国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。)」を加える。

第十条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第九十八条第四項に次のただし書を加える。
ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

第七十七条中「同条第四項」を「同条第四項本文」に改める。

第九十八号第四号中「第九十八条第四項」を「第九十八号第四項本文」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者」を削り、「同法第五条第二項」を「国民年金法第五条第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項を、第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第

五項とし、同条第三項中「第一項を「第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者」を削り、「同法第五条第二項」を「国民年金法第五条第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項を、第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を

同条第五項とし、同条第三項中「第一項を」第二項第一項第二号に掲げる者にあつては、同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書を」第一項ただし書」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十三条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第七項第二号中「及び交付金」を削る。

第百十四条第五項及び第六項中「若しくは交付金」を削る。

第十四条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十一条第二項第一号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 業務勘定からの繰入金

第百十一条第七項第二号口中「国民年金事業及び厚生年金保険事業の福祉施設」を「国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置並びに厚生年金保険法第七十九条第一項及び

第二項の規定による措置」に改め、同号ハ中「及び補助金」を削る。

第百十四条第五項中「福祉施設」を「業務取扱費、国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置」に、「補助金」を「交付金」に改め、同条第六項中「福祉施設」を「業務取扱費、厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置」に改め、同条第九項中「金額は」の下に、「政令で定めるところにより」を、「業務勘定から」の下に「国民年金勘定及び」を加える。

附則第三十八条中「ホ 附属雑収入」を「ヘ 附属雑収入」に、「ホ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金」を「ヘ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金」に、「ヘ 附属雑収入」を「ト 附属雑収入」に改める。

附則第九十三条第一号中ホをヘとし、二の次に次のように加える。

ホ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条

第四項の規定による納付金

附則第九十三条第二号ホ中「補助金」を「交付金」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第十五条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料

（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。

11 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。

第二十二條中「第十項」を「第十二項」に、「同条」を「同条第一項から第九項までの規定」に改め、「組合」との下に、「同条第十項中「市町村は」とあるのは「組合」と、「世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）とあるのは「組合員（第三項の規定により組合が被保険者証の返還を求め

るものとされる者を除く。）と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「組合」とを加える。

第七十六条の三第二項中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削る。

第百十三條の二第一項中「種別の変更」の下に「若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十六条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項中「による」の下に「政府が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は」を加え、同表の七十三の項及び七十四の項中「による」の下に「被保険者に係る届出」を加え、同表の七十七の項中「の資格の取得の」を「に係る」に改める。

第十七条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項中「社会保険庁」の下に「及び全国健康保険協会」を加え、「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第十八条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第十九条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

(資料の提供)

第四十三條の二 行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

第二十条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「厚生労働省令で」を「厚生労働大臣が」に改める。

第十五条第一項中「初日」を「六月一日から四十日以内」に、「」から五十日以内を「」から五十日以内」に改める。

第十九条第一項中「初日」を「六月一日から四十日以内」に、「日」第三項において同じ」から五十日以内を「日」第三項において同じ」から五十日以内」に改め、同条第三項中「初日から」を「六月一日から四十日以内(保険年度中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日から五十日以内)」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第二十一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律、船員保険法、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)、私立学

校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(第八十九条第四項第七号において「社会保険各法」という。)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九条第四項第七号及び第百九十九条第二項において「社会保険料」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、

当該処分を受けた日から正当な理由なく三ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十条第二項中(昭和三十三年法律第百九十二号)及び(昭和三十七年法律第百五十二号)を削る。

第八十九条第四項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 申請者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法又は地方税法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三ヶ月以上の期間にわたり、当該処

分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第八八条第二項中(昭和二十九年法律第百十五号)及び(昭和三十四年法律第百四十一号)を削り、同条第四項中(昭和二十八年法律第二百四十五号)を削る。

第百九十九条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項の指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る開設者若しくは管理者又は申請者の社会保険料の納付

状況につき、当該社会保険料を徴収する者に對し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則に次の一条を加える。

(郵政会社等に関する経過措置)

第九条 国家公務員共済組合法附則第二十条の第三項に規定する郵政会社等が保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者の指定の申請を行う場合におけるこの法律の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第三項第五号	高齢者の医療の確保に関する法律	高齢者の医療の確保に関する法律、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)
第七十条第二項	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)	国家公務員共済組合法(

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条の七中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、国民年金法(昭和三十四年法律第百四

十一号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。)について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受

けた日以降に納期限の到来した保険料のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料に限る。)を引き続き滞納している者

第二十九条を次のように改める。

(資料の提供)

第二十九条 連合会は、第十四条の二第一項の規定による登録に関し必要があると認めるときは、当該登録を受けようとする者の保険料の納付状況につき、当該保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

別表第一第二十号中(昭和四十四年法律第八十四号)を削り、同表第二十一号中(大正十一年法律第七十号)を削り、同表第二十二号中(昭和十四年法律第七十三号)を削り、同表第二十四号中(昭和二十九年法律第十五号)を削り、同表第二十五号中(昭和三十三年法律第九十二号)を削り、同表第二十六号中(昭和三十四年法律第四十一号)を削り、同表第三十号中(昭和五十七年法律第八十号)を削り、同表第三十一号中(平成九年法律第二百二十三号)を削る。

(介護保険法の一部改正)

第二十三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

9 この法律において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 この法律

二 第六項各号(第四号を除く。)に掲げる法律

三 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)

四 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十五号)

第七十条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、第七十七条第三項第四号の二、第一百五十五条の二第二項第五号の二及び第二百三十三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第九十四条第三項第五号の二、第七十七条第三項第四号の二及び第一百五十五条の二第二項第五号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十条第二項第六号中「第五節」の下に「及び第二百三十三条第二項」を加える。

第七十七条第一項第一号中「第十号」の下に

「(第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。)」を、「(第十一号)の下に(第五号の二に該当する者であるときを除く。)」を加える。

第七十八条の二第四項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第七十九条第二項第四号の二、第一百五十五条の二第二項第五号の二及び第一百五十五条の二第二項第四号の二において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第四号の二、第一百五十五条の二第二項第五号の二及び第一百五十五条の二第二項第四号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十八条の二第四項第九号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより

納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第七十九条第二項第八号ハ、第八十六号第二項第七号ハ、第一百五十五条の二第二項第九号ハ及び第一百五十五条の二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第七十八条の九第一号中「第九号」の下に「(ハに該当する者があるときを除く。)」を加える。
第七十九条第二項第四号の次に次の一号を加える。
第七十九条第二項第八号ハ、第八十六号第二項第七号ハ、第一百五十五条の二第二項第九号ハ及び第一百五十五条の二第二項第八号ハにおいて同じ。)を引き続き滞納している者

四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第七十九条第二項第八号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

第八十四条第一項第一号中「第八号」の下に「(ハ)に該当する者があるときを除く。」を加える。

第八十六条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。

第八十六条第二項第七号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

第九十二条第一項第一号中「第七号」の下に「(ハ)に該当する者があるときを除く。」を加える。

第九十四条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第一百四条第一項第二号中「第十号」及び「第十一号」の下に「(第五号の二)に該当する者のあるものであるときを除く。」を加える。

第一百七条第一項中「この条」の下に「及び第二百三十三条第二項を加え、同条第三項第四号の次に次の一号を加える。」

四の二 当該療養病床病院等の開設者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第一百四条第一項第一号中「第九号」の下に「(第四号の二)に該当する者のあるものであるときを除く。」を、「第十号」の下に「(第四号の二)に該当する者であるときを除く。」を加える。

第一百五条の二第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第一百五条の八第一項第一号中「第十号」の下に「(第五号の二)に該当する者のあるものであるときを除く。」を、「第十一号」の下に「(第五号の二)に該当する者であるときを除く。」を加える。

第一百五条の十一第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第一百五条の十一第二項第九号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

第一百五条の十七第一号中「第九号」の下に「(ハ)に該当する者があるときを除く。」を加える。

第一百五条の二十第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第一百五条の二十第二項第八号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

第一百五条の二十六第一号中「第八号」の下に

「(ハ)に該当する者があるときを除く。」を加える。

第三百三十一条中「(昭和三十四年法律第四百一十一号)及び(昭和二十九年法律第一百五十五号)」を削る。

第二百三十三条に次の一項を加える。

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号、第五十三条第一項本文、第五十四条の二第一項本文若しくは第五十八条第一項の指定又は第九十四条第一項の許可に關し必要があると認めるときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等若しくは療養病床病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは同条第三項第十一号に規定する使用人の保険料等の納付状況につ

き、当該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則に次の一条を加える。

(郵政会社等に関する経過措置)

第八条 国家公務員共済組合法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十条の八第一項に規定する適用法人が指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定の申請を行う場合又は介護老人保健施設の開設の許可の申請を行う場合におけるこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第九項第二号	第六項各号(第四号を除く。)
第七十八條の二第四項第五号の二	第六項各号
船員保險法	船員保險法、国家公務員共済組合法

第二十四條 介護保險法の一部を次のように改正する。

第七十條第二項第五号の二中「第七十條第三項第四号の二」を削る。
第二百三十三條第二項中「若しくは第三号」及び「若しくは療養病床病院等」を削る。
附則第八條中「指定介護療養型医療施設」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布

の日

二 第二条の規定 平成二十年三月三十一日までの日で政令で定める日

三 第十七条の規定 平成二十年十月一日

四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定 平成二十一年四月一日

五 第四条及び第九条の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の施行の日

六 第五条及び第十条並びに附則第十八条及び第十九条の規定 平成二十三年四月一日

七 第二十四条の規定 平成二十四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日(次条並びに附則第五条及び第十二条において「施行日」という。)前に国民年金法附則第五条第一項の規定による申出をした者についての国民年金の被保険者の資格の取得については、なお従前の例による。

(厚生年金保險法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七條の規定による改正前の厚生年金保險法第七十九條の施設のうち、施行日において現に政府が運営又は管理を行うものについては、第七條の規定による改正後の厚生年金保險法第七十九條の規定にかかわらず、政府は、施行日から日本年金機構法の施行の日の前日までの間、当該施設の運営又は管理を引き続き行うことができる。

行日から日本年金機構法の施行の日の前日までの間、当該施設の運営又は管理を引き続き行うことができる。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十一条第一項の規定による申出をした者及び同条第二項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた者についての国民年金の被保険者の資格の取得については、なお従前の例による。

(特別會計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第十四條の規定による改正後の特別會計に関する法律の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に關しては、なお従前の例による。

(健康保險法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二十一條の規定による改正後の健康保險法第六十五條及び第八十九條並びに附則第九条の規定は、第二十一條の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

(社会保險勞務士法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十二條の規定による改正後の社会保險勞務士法第十四條の七の規定は、第二十二條の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

(介護保險法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第二十三條の規定による改正後の介護保險法第七十條、第七十八條の二、第七十九條、

第八十六条、第九十四条、第一百七条、第一百五
条の二、第一百五十五条の十一及び第一百五十五条の二
十並びに附則第八条の規定は、第二十三条の規定
の施行の日前に受けた滞納処分については、
適用しない。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。

別表第一 国民年金法(昭和三十四年法律第百
四十一号)の項中「並びに附則第九条の三の四の
規定により市町村が処理することとされる事務
(当該事務にあつては、平成十七年三月三十一
日までの間に限る。)」を削る。

(医療法の一部改正)

第十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)
の一部を次のように改正する。

第七条の二 第二項第八号中「船員保険法を
「及び船員保険法」に改め、「及び厚生年金保険
法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条」
を削る。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行日から日本年金機構法の施行の日
の前日までの間においては、前条の規定による
改正後の医療法第七条の二第二項第八号の規定
にかかわらず、同号中「の施設」とあるのは、
「の施設並びに国民年金事業等の運営の改善の
ための国民年金法等の一部を改正する法律(平
成十九年法律第 号)附則第四条の規定に
より政府が運営を引き続き行うことができる施
設」とする。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十三条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年
法律第二百四十五号)の一部を次のように改正

する。

附則第二十一項中「(昭和二十九年法律第百十
五号)」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年
法律第二百二十八号)の一部を次のように改正す
る。

第九十九条第一項中「費用を含む」を「費用並
びに組合の事務に要する費用を含む」に改め、
同項第一号中「を含む」を「並びに長期給付(基礎
年金拠出金を含む)及び福祉事業に係る事務以
外の事務に要する費用(第四項の規定による国
の負担に係るもの並びに第六項及び第七項にお
いて読み替えて適用する第四項の規定による特
定独立行政法人の負担に係るものを除く。))を含
み」に改め、同項第三号中「を含む」を「及び長期
給付(基礎年金拠出金を含む)」に係る事務に要
する費用(第四項の規定による国の負担に係る
もの並びに第六項及び第七項において読み替え
て適用する第四項の規定による特定独立行政法
人の負担に係るものを除く。))を含む」に改め、
同条第二項第五号を削り、同条第四項を次のよ
うに改める。

4 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)
に要する費用については、国は毎年度の予算
で定める金額を負担する。

第九十九条第六項中「第二項」の下に「及び第
四項」を加え、「同項中」を「第二項中」に、「とあ
るのは、」を「とあるのは」に、「として、同項」を
「と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」と
あるのは「特定独立行政法人は政令で定めると
ころにより特定独立行政法人が負担することと
なる」として、これらに改め、同条第七項中

「第二項」の下に「及び第四項」を加え、「同項中」
を「第二項中」に、「同項第五号中「国の負担金」
とあるのは「特定独立行政法人の負担金」とし
て、同項を「第四項中「国は毎年度の予算で定
める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定
めるところにより特定独立行政法人が負担する
こととなる」として、これらに改める。

第二百二条第一項中「場合を含む」の下に「及
び第四項(同条第六項及び第七項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。))」を加え、同
条第四項中「第五号」を「第四号」に、「(同号に掲
げる)」を「及び同条第四項(同条第六項及び第七
項の規定により読み替えて適用する場合を含む。
以下この項において同じ。))の規定により負
担することとなる費用(同条第四項の規定によ
り負担することとなる)」に改める。

第二百二十四条の三中「第九十九条第五項から
第七項まで」を「第九十九条第一項第一号及び第
三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの」と

あるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの
(第二百二十四条の三の規定により読み替えられ
た第六項及び第七項において読み替えて適用す
る第四項の規定による独立行政法人のうち別表
第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に
係るものを含む。))と、同条第五項から第七項
まで」に改める。

第二百二十五条中「及び国の負担金」とあるの
は「組合の負担金及び国の負担金」と、同項第
一号から第四号までの規定中「を削る。」

附則第二十条の二中「基礎年金拠出金並び
に年金保険者拠出金」との下に、「同項第一号
中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出
金及び年金保険者拠出金」とを加え、「を含む」
とあるのは「及び年金保険者拠出金を含む」を
「及び長期給付(基礎年金拠出金)とあるのは
「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用並
びに長期給付(基礎年金拠出金及び年金保険者
拠出金)」に改める。

附則第二十条の三第四項の表中

第九十九条第二項	国	国又は郵政会 、独立行政法 行政法人郵便
第九十九条第三項	若しくは独立行政法人国立 病院機構	行政法人郵便
第九十九条第五項	負担金及び国 第二号まで及び第四号	負担金及び国 第二号までの は「職員団体 「国の負担金」 等の負担金」
負担金として	負担金として	負担金として、 あるのは「国 として

社等	人国立病院機構若しくは独立貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政会社等	規定中「国の負担金」とあるの負担金」と、同項第三号中とあるのは「国又は郵政会社と、同項第四号
社等	人国立病院機構若しくは独立貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政会社等	規定中「国の負担金」とあるの負担金」と、同項第三号中とあるのは「国又は郵政会社と、同項第四号

第九十九条第一項 第一号及び第三号	を除く。）を含み	並びに附則第 み替えて適用 会社等の負担 国又は郵政会
第九十九条第二項	国	、独立行政法 行政法人郵便
第九十九条第三項	若しくは独立行政法人国立 病院機構	負担し、郵政 額を負担する
第九十九条第四項	負担する	負担金及び国
第九十九条第五項	負担金及び国	第二号までの は「職員団体 「国の負担金」 等の負担金」

第二百二十五条	負担金及び国 負担金」とする	負担金及び 負担金」と、 あるのは する
第二百二十六条の五 第二項	国	国又は郵政

国又は郵政会社等	同項第五号中「国の負担金」と 「国又は郵政会社等の負担金」と
会社等	
会社等	

第二百二十六条の五 第二項	国	国又は郵政
------------------	---	-------

に改める。

附則第二十條の六中、「附則第二十條の第三
四項の規定により読み替えられた第九十九條第
二項第五号の規定にかかわらず」を削り、「同号
に掲げる」を「附則第二十條の第三四項の規定に
より読み替えられた第九十九條第四項に規定す
る」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七
年法律第一百五十二号）の一部を次のように改正
する。

第一百十三條第一項中「並びに基礎年金拠出金
に係る負担に要する費用」を「基礎年金拠出金
に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要
する費用」に、「費用を含み」を「費用並びに短期
給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者
支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の
事務に要する費用（第四項の規定による地方公
共団体の負担に係るものを除く。）を含み」に、
「除く。」を含み」を「除く。」並びに長期給付及び
基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要す
る費用（第四項の規定による地方公共団体の負

担に係るものを除く。）を含み」に改め、同条第
二項第五号を削り、同条第四項を次のように改
める。
4 地方公共団体は、組合の事務（福祉事業に
係る事務を除く。）に要する費用については、
政令で定めるところにより算定した額を負担
する。

第一百十三條第六項中「及び地方公共団体（市町
村立学校職員給与負担法）を「地方公共団体（市
町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律
第三十五号）」に、「特定地方独立行政法人
の負担金及び地方公共団体」を「特定地方独立行
政法人」に、「同項第一号から第四号までの規
定」を「同項各号」に改め、同条第七項中「市町村
立学校職員給与負担法」の下に「（昭和二十三年
法律第三十五号）」を加え、「特定地方独立
行政法人の負担金及び地方公共団体」を「及び特
定地方独立行政法人」に改める。
第一百十六條第一項中「含む。」の下に「及び第
四項を加え、同条第四項中、「第三号及び第五
号に掲げる費用（同号に掲げる費用にあつて

は、「及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用」に改める。

第四百四十一條第一項中「の負担金」を「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者に

あつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金」に、「及び組合の」を「組合の」に、「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に改める。

第四百四十四條の三第二項の表第四百十三條第二項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第四百十三條第二項各号列記以外の部分

地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)

団体(第四百四十四條の三第一項に規定する団体という。以下この条において同じ。)

第四百四十四條の十の前の見出しを削り、同条及び第四百四十四條の十一を次のように改める。

第四百四十四條の十及び第四百四十四條の十一 削除

第四百四十四條の十二に見出しとして「(団体組合員に係る費用の負担の特例)」を付する。

附則第四十條の三中「第四百十三條第一項中」に係る負担に要する費用を含む」を「第四百十三條第一項各号列記以外の部分中」を含む」に、「及び年金保険者拠出金」を「並びに年金保険者拠出金」に、「」を含む」を「」を含む、次項第三号」に、「及び」を「」並びに「」に、「費用を含む」を「費用及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用(第四項の規定による地方

公共団体の負担に係るものを除く)を含む、次項第三号」に改める。

附則第四十條の四を削る。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十六條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項の表第十九條第一項の項中「日」を「日。第三項において同じ。」に改め、同表第十九條第三項の項を次のように改める。

第十九條第三項

保険関係が消滅したものについて は、当該保険関係が消滅した日	徴収期間が経過したものについて は、その経過した日
あつては保険関係が消滅した日	あつては徴収期間が経過した日

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十七條 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項を次のように改める。

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第四百十三條第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)」の負担金」とあるのは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第四百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第四百十三條第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び第四項」とあるのは「第四百十三條第二項」とする。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第十八條 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

四項本文に改める。
(確定拠出年金法の一部改正)

第十九條 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九條第一項中「部分を除く。」の下に「第四項ただし書を加える。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第二十條 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に、「含む。」とあるのは「第九十九條第二項」を含む。及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九條第二項及び第四項」に、「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」を「同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「同条第四項」と、

「(同条第四項とあるのは「(同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」に改める。

第十四條第四項中「含む。」とあるのは「第九十九條第二項」を含む。及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九條第二項及び第四項」に、「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」を「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。」とあるのは「並びに同条第四項」と、「(同条第四項)とあるのは「(同項)と、」国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」に改める。

第十五条第一項中「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に、「の機関又は職員団体」を「の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」に、「同条第五項」を「同条第五項から第七項まで」に、「又は職員団体」を「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」に、「及び国」を「地方公共団体及び国」に、「地方公共団体」を「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」に改める。

第二十一条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「とあるのは「」を」とあるのは「及び」に、「負担金及び国の負担金」を「負担金」に、「とあるのは「受入先弁護士法人等」を」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」に、「含む」とあるのは「第九十九条第二項」を含む。及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」に、「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は受入先弁護士法人等」を「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「(同条第四項)とあるのは「(同項)と、」国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁

護士法人等及び国」に改める。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正)

第二十二條 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)」を「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下この条において「国民年金法等改正法」という。）」第七條の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。第十四条第一号において「旧厚生年金保険法」という。))に、「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)」を「国民年金法等改正法第三條の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。第十四条第二号において「旧国民年金法」という。))」に改める。

第十四条第一号中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改め、同条第二号中「国民年金法」を「旧国民年金法」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十三條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二二號)の一部を次のように改正する。

第七十條のうち「国民年金法第百八條の改正規定中「第百八條」を「第百八條第二項」に改める。(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)

第二十四條 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四四號)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項の表第十九條第一項の項中

「日」を「日。第三項において同じ。」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

七十二の二 社会保 険庁及び全国健康 保険協会	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による被保険者に係る届出 に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-------------------------------	---

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十六條 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十七條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

附則第八十二條のうち、住民基本台帳法別表第一の七十三の項の改正規定中「に改め、」の下に「(昭和十四年法律第七十三号)」及び「被保険者に係る届出」を削り、」を加え、同改正規定の前に次のように加える。

別表第一の七十二の項の次に次のように加える。

平成十九年六月二十八日

厚生労働委員長 鶴保 庸介

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報報告の整備に関する政府の責務規定を定める等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する費用は、年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利のうち消滅時効が完成したものについての現時点で見込める範囲内での推計額のうち国庫負担分として、約六十億円と見込まれる。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十九年六月一日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

(厚生年金保険法による保険給付に係る時効の特例)

第一条 社会保険庁長官は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による保険給付(これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第四条において同じ。)を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者(同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。)が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合は、当該権利に基づき給付を支払うものとする。

受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者(同法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。)が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合は、当該権利に基づき給付を支払うものとする。

(基礎年金の国庫負担等に係る読替え)

第三条 前二条(附則第二条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合における国民年金法第八十五条第一項及び厚生年金保険法第八十条第一項の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。)の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

(政府の責務)

第四条 政府は、年金個人情報(厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿又は国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録された個人情報その他政府が管掌する厚生年金保険事業又は国民年金事業の運営に当たって社会保険庁が保有する個人情報を含む。)について、厚生年金保険又は国民年金の被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。

(国民年金法による給付に係る時効の特例)

第五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(時効の特例に関する経過措置)

第二条 第一条及び第二条の規定は、施行日前に厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合における当該訂正に係る保険給付又は給付について準用する。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「保険給付を受ける権利」の下に「(当該権利に基づき支払うものとされる一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 保険給付を受ける権利については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定を適用しない。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項及び第四項の規定は、施行日後において同法による保険給付を受ける権利を取得した者について適用する。

(国民年金法の一部改正)

第五条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第二百二条第一項中「受ける権利」の下に「(当該権利に基づき支払うものとされる一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。)」を加え、同条第五項中「(昭和二十二年法律第三十五号)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条

第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 給付を受ける権利については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定を適用しない。

第三百三十八条の表第二百二条第三項及び第四項の項中「第二百二条第三項及び第四項」を「第二百二条第四項及び第五項」に改める。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の国民年金法第二百二条第一項及び第三項の規定は、施行日後において同法による給付を受ける権利を取得した者について適用する。

(日本年金機構法の一部改正)
第七条 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「第七十四条」を「第七十五条」に改め、同条第二号中「附則第七十条」を「附則第七十一条」に改める。

附則第七十四条を附則第七十五条とし、附則第六十九条から附則第七十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第六十八条の次に次の一条を加える。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の一部改正)
第六十九条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四条中「社会保険庁」を「厚生労働省及び日本年金機構」に改める。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年六月七日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

国家公務員法等の一部を改正する法律案
国家公務員法等の一部を改正する法律
(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第七節 服務	第七節 服務
第八節 退職	第八節 退職
第九節 退職年金制度	第九節 退職年金制度
第十節 職員団体	第十節 職員団体
第十一節 再就職等監視委員会	第十一節 再就職等監視委員会
第十二節 再就職等監視委員会	第十二節 再就職等監視委員会
第十三節 再就職等監視委員会	第十三節 再就職等監視委員会
第十四節 再就職等監視委員会	第十四節 再就職等監視委員会
第十五節 再就職等監視委員会	第十五節 再就職等監視委員会
第十六節 再就職等監視委員会	第十六節 再就職等監視委員会
第十七節 再就職等監視委員会	第十七節 再就職等監視委員会
第十八節 再就職等監視委員会	第十八節 再就職等監視委員会
第十九節 再就職等監視委員会	第十九節 再就職等監視委員会
第二十節 再就職等監視委員会	第二十節 再就職等監視委員会

第十二条第六項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「関係庁」を「関係大臣その他の機関」に改め、同項第十七号中「並びに同条の規定による国会及び内閣に対する報告」を削る。
第十七条の見出しを「(人事院の調査)」に改める。
第十八条の二第一項中「服務等」を「服務、退職管理等」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(内閣総理大臣の調査)
第十八条の三 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項(第百六条の二から第百六条の四までに規定するものに限る。)に関し調査することができる。

第十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合において、同条第二項中「人事院又は前項の規定により指名された者は、同項」と

あるのは「内閣総理大臣は、第十八条の三第一項」と、同条第三項中「第一項の調査(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）」とあるのは「第十八条の三第一項の調査」と、「対象である職員」とあるのは「対象である職員若しくは職員であつた者」と、「同項の規定により指名された者に、当該職員」とあるのは「当該職員」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ、又は関係者に質問させる」とあるのは「検査し、若しくは関係者に質問する」と読み替えるものとする。

(再就職等監視委員会への権限の委任)
第十八条の四 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。
(内閣総理大臣の援助等)
第十八条の五 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

内閣総理大臣は、官民の人材交流(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条第一項ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)の円滑な実施のための支援を行う。
(官民人材交流センターへの事務の委任)
第十八条の六 内閣総理大臣は、前条に規定する事務を官民人材交流センターに委任する。
(官民人材交流センター)
第十八条の七 内閣府に、官民人材交流センターを置く。

官民人材交流センターは、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。
官民人材交流センターの長は、官民人材交流センター長とし、内閣官房長官をもつて充てる。
官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの事務を統括する。
官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。
官民人材交流センターに、官民人材交流副センター長を置く。
官民人材交流副センター長は、官民人材交流センター長の職務を助ける。
官民人材交流センターに、所要の職員を置く。

内閣総理大臣は、官民人材交流センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、官民人材交流センターの支所を置くことができる。
第三項から前項までに定めるもののほか、官民人材交流センターの組織に関し必要な事項は、政令で定める。
第三十八条第四号中「第百十一条」を「第百十二条」に改める。
第百条に次の一項を加える。

前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「再就職等監視委員会」と、「調査又は審判」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。
第百三条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第七項中「前項」を「前項」に、「場合」を「場合について」に、「第五項」を「第四項」に、「これ」を「それぞれ」に改め、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項及び第九項を削る。
第三章第九節を第十節とし、第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。
第八節 退職管理
第一款 離職後の就職に関する規制
(他の役職員についての依頼等の規制)
第百六条の二 職員は、営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。に対し、他の職員若しくは特定独立行政法人の役員(以下「役職

員」という。)をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百三十号)その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合(独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。)

三 官民人材交流センター(以下「センター」という。)の職員が、その職務として行う場合

前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一

項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。)をいう。

第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

(在職中の求職の規制)

第六十六条の三 職員は、利害関係企業等(営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

前項の規定は、次に掲げる場合には適用し

ない。

一 退職手当通算予定職員(前条第四項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。)が退職手当通算法人に対して行う場合

二 在職する局等組織(国家行政組織法第七條第一項に規定する官房若しくは局、同法第八條の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。)の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

(再就職者による依頼等の規制)

第六十六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者(以下「退職手当通算離職者」という。)を除く。以下「再就職者」という。))は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。))であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準

ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察(以下「局長等としての在職機関」という。)に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察(以下この項において「行政機関等」という。)に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等(当

該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分(以下「指定等」という。)を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合
- 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、特定独立行政法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合
- 三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合
- 四 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、特定独立行政法人が公告して申込みを

させることによる競争の手続又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合(一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。)

六 再就職者が役職員(これに類する者を含む。以下この号において同じ。)に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の

規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき(独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。)は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

第二款 再就職等監視委員会

(設置)

第百六条の五 内閣府に、再就職等監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十八条の四の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。
- 二 第百六条の三第三項及び前条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第百六条の六 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第百六条の七 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。
委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。)としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第百六条の九 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
委員長及び委員は、再任されることができ

委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第百六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 役職員(第百六条の八第一項に規定する政令で定める者を除く。)となつたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第百六条の十一 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(服務)

第百六条の十二 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

い。
(給与)
第百六条の十三 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(再就職等監察官)
第百六条の十四 委員会に、再就職等監察官(以下「監察官」という。)を置く。

監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

- 一 第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。
- 二 第百六条の四第九項の規定による届出を受理すること。
- 三 第百六条の十九及び第百六条の二十第一項の規定による調査を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

前項に規定するもののほか、監察官は、非常勤とする。

監察官は、役職員(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。)としての前歴を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

(事務局)

第百六条の十五 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)

第百六条の十六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為(第百六条の二から第百六条の四までの規定に違反する行為をいう。以下同じ。)を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)

第百六条の十七 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第百六条の十八 委員会は、第百六条の四第九項の届出、第百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(共同調査)

第百六条の十九 委員会は、第百六条の十七第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に関し、監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができる。

(委員会による調査)

第百六条の二十 委員会は、第百六条の四第九項の届出、第百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

任命権者は、前項の調査に協力しなければならない。

委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

(勧告)

第百六条の二十一 委員会は、第百六条の十七第三項(第百六条の十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報告に照らし、又は第百六条の十九若しくは前条第一項の規定により監察官に調査を行わせた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる。

任命権者は、前項の勧告に係る措置について

て、委員会に対し、報告しなければならない。

委員会は、内閣総理大臣に対し、この節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができる。

(政令への委任)

第百六条の二十二 第百六条の五から前条までに規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 雑則

(任命権者への届出)

第百六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合に、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

前項の届出を受けた任命権者は、第百六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行つた職員の任用を行うものとする。

第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣への届出)

第百六条の二十四 管理職職員であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものになつていない場合(前条第一項の規定により

政令で定める事項を届け出た場合を除く。)には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二 特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人に該当するものを除く。))のうち政令で定めるものをいう。

三 認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。)

四 公益社団法人又は公益財団法人(国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限り。)

管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合(報酬を得る場合に限る。)(又は営利企業(前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。))の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

(内閣総理大臣による報告及び公表)

第百六条の二十五 内閣総理大臣は、第百六条の二十三第三項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報

告しなければならない。

内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

(退職管理基本方針)

第百六条の二十六 内閣総理大臣は、あらかじめ、第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員の退職管理に関する基本的な方針(以下「退職管理基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、退職管理基本方針を公表しなければならない。

前二項の規定は、退職管理基本方針の変更について準用する。

任命権者は、退職管理基本方針に沿つて、職員の退職管理を行わなければならない。

(再就職後の公表)

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察(以下この条において「在職機関」という。)は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の地位に就いていない間に限り。)、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 その者の氏名
- 二 在職機関が当該営利企業等に対して交付

した補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の総額

三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

四 その他政令で定める事項

第百九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「三万円」を「五十万円」に改め、同条第十二号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第百六条の十二第一項」に改め、同条に次の五号を加える。

十四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十五 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をし

ないように要求し、又は依頼した再就職者

十六 国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、局長等としての在職機関に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十七 在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察(以下この号において「行政機関等」という。)に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等(再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十八 第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(独立行政法人通則法

第五十四条の二第二項において準用する第十四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。)を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第百十條第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「十万円」を「百万円」に改め、同項第三号中「第十七条第二項」の下に「第十八条の三第二項において準用する場合を含む。次号及び第五号において同じ。」を加え、同項第五号の二中「第十七条第三項」の下に「第十八条の三第二項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「職員」の下に「(第十八条の三第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者)」を加え、同項第十八号中「第百条第四項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。)」を加える。

本則に次の二条を加える。

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為(第百六条の二第一項又は第百六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。)をするこ
と若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、

又は他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に關し、他の役員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号(独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号(同項において準用する場合を含む。)の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第百六条の四第一項から第四項までの規定に違反して、役員又はこれらの規定に規定する役員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。)

二 第六六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 中央人事行政機関(第三条―第二十六条)

第三章 職員に適用される基準

第一節 通則(第二十七条―第三十二条)

第一款 採用試験及び任免(第三十三条)

第二款 採用試験(第三十四条―第四十一条)

第三款 採用試験(第四十二条―第四十九条)

第四款 採用候補者名簿(第五十条―第五十三条)

第五款 任用(第五十四条―第六十条)

第六款 休職、復職、退職及び免職(第六十一条)

第三節 給与(第六十二条)

第一款 通則(第六十三条―第六十七条)

第二款 給与の支払(第六十八条―第七十条)

第四節 人事評価(第七十条の二―第七十条の四)

第五節 能率(第七十一条―第七十三条)

第六節 分限、懲戒及び保障(第七十四条)

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等(第七十五条―第八十一条)

第二目 定年(第八十一条の二―第八十一条の六)

第二款 懲戒(第八十二条―第八十五条)

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求(第八十六条―第八十八条)

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査(第八十九条―第九十二条の二)

第三目 公務傷病に対する補償(第九十三条―第九十五条)

第七節 服務(第九十六条―第一百六条)

第八節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制(第一百六条の二―第一百六条の四)

第二款 再就職等監視委員会(第一百六条の五―第一百六条の二十二)

第三款 雑則(第一百六条の二十三―第一百六条の二十七)

第九節 退職年金制度(第一百七条・第一百八条)

第十節 職員団体(第一百八条の二―第一百八条の七)

第四章 罰則(第一百九条―第一百三十三条)

第三節 第二項中「職階制、試験」を「採用試験」に改め、「任免」の下に「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。」を加える。

第十二条第六項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を削り、同項第十二号中「給与準則の改定案の作成」を「給与に関する法律に定める事項の改定案の作成並びに国会及び内閣に対する勧告」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十号とし、同項第十五号から第二十号までを四号ずつ繰り上げる。

第十八条の二第二項中「職員の」を「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)」に改める。

第十八条の五第二項中「第三十六条第一項ただし書」を「第三十六条ただし書」に改める。

第三章 官職の基準」を「第三章 職員に適用される基準」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

「第二節 職階制」を削る。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

第二十九条から第三十二条まで 削除

「第三節 試験及び任免」を「第三節 採用試験及び任免」に改める。

第三十三条第一項中「すべて」及び「及び人事院規則」を削り、「勤務成績を「人事評価」に、「基いて、これを行う」を「基いて行わなければならない」に改め、同条第三項中「基いて」を「基いて」に改め、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「定」を「定め」に改め、同条第二項を削る。

第三十四条を次のように改める。

(定義)

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を官職に任命すること(臨時的任用を除く。)をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

平成十九年六月三十日 参議院会議録第四十号

国家公務員法等の一部を改正する法律案

六三

第三十六条第一項ただし書中「但し、人事院規則の定める官職について、人事院の承認があつた場合は」を「ただし、人事院規則で定める場合には」に、「基く」を「基づく」に、「選考」を「選考」に改め、同条第二項を削る。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十九条中「左の各号の一に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第二号中「試験」を「採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）」に改める。

第四十条中「試験」を「採用試験」に改める。

「第二款 試験」を「第一款 採用試験」に改める。

第四十二条の見出しを「（採用試験の実施）」に改め、同条中「試験」を「採用試験」に改める。

第四十五条を次のように改める。

（採用試験の内容）

第四十五条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

第四十七条第二項及び第五項中「試験」を「採用試験」に改める。

第四十八条中「試験は」を「採用試験は」に改める。

第四十九条（見出しを含む。）中「試験」を「採用試験」に改める。

「第三款 任用候補者名簿」を「第三款 採用候補者名簿」に改める。

第五十条中「試験」を「採用試験」に、「職員の使用」を「職員の採用」に、「任用候補者名簿（採用候補者名簿及び昇任候補者名簿）」を「採用候補者名簿」に改める。

第五十一条中、「その得点順に」を削る。

第五十二条を削る。

第五十三条中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「任命庁」を「任命権者」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十四条中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条を第五十三条とする。

第三章第三節第四款中第五十五条の前に次の一条を加える。

（採用昇任等基本方針）

第五十四条 内閣総理大臣は、公務の能率的な運営を確保する観点から、あらかじめ、次条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針（以下「採用昇任等基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

採用昇任等基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用に関する基本的な方針

二 第五十六条の採用候補者名簿による採用及び第五十七条の選考による採用に関する指針

三 第五十八条の昇任及び転任に関する指針
四 前三号に掲げるもののほか、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、採用昇任等基本方針を公表しなければならない。

第一項及び前項の規定は、採用昇任等基本方針の変更について準用する。

任命権者は、採用昇任等基本方針に沿つて、職員の採用、昇任、降任及び転任を行わなければならない。

第五十六条から第五十八条までを次のように改める。

（採用候補者名簿による採用）

第五十六条 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

（選考による採用）

第五十七条 選考による職員の採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

（昇任、降任及び転任）

第五十八条 職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しよ

うとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

第六十条第一項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「の外を」を「のほか」に改める。

第三章第三節を同章第二節とする。

第六十二条第二項を削る。

「第一款 給与準則」を「第一款 通則」に改める。

第六十三条の見出しを「（法律による給与の支給）」に改め、同条第一項中「法律により定められる給与準則に基いて」を「別に定める法律に基づいて」に、「基かず」を「基づく」に、「支給せられる」を「支給する」に改め、同条第二項を削る。

第六十四条第一項中「給与準則」を「前条に規定する法律（以下「給与に関する法律」という。）」

に改め、同条第二項中「且つ、等級又は職級」を「かつ、等級」に改める。

第六十五条の見出しを「給与に関する法律に定めるべき事項」に改め、同条第一項中「給与準則」を「給与に関する法律」に、「外、左の」を「ほか、次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一 初任給、昇給その他の俸給の決定の基準に関する事項

二 官職又は勤務の特殊性を考慮して支給する給与に関する事項

三 親族の扶養その他職員の生計の事情を考慮して支給する給与に関する事項

四 地域の事情を考慮して支給する給与に関する事項

五 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項

六 一定の期間における勤務の状況を考慮して年末等に特別に支給する給与に関する事項

七 常時勤務を要しない官職を占める職員の給与に関する事項

第六十六条及び第六十七条を次のように改める。

第六十六条 削除

(給与に関する法律に定める事項の改定)

第六十七条 人事院は、第二十八条第二項の規定によるもののほか、給与に関する法律に定める事項に関し、常時、必要な調査研究を行い、これを改定する必要を認めるときは、遅滞なく改定案を作成して、国会及び内閣に勧告をしなければならない。

第三章第四節を同章第三節とし、同節の次に次の一節を加える。

第四節 人事評価

(人事評価の根本基準)

第七十条の二 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

(人事評価の実施)

第七十条の三 職員の職務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

(人事評価に基づく措置)

第七十条の四 所轄庁の長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事項及び成績の著しく不良な者に対する矯正方法に関する事項を立案し、これについて、適当な措置を講じなければならない。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第七十八条中「左の各号の一に該当する場合においては」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

第八十条第四項中「給与準則」を「給与に関する法律」に、「の定」を「の定め」に、「何等」を「何

ら」に改める。

第八十一条第一項中「これを」を削り、同項第二号中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同項第三号を削る。

第九十九条第九号中「試験」を「採用試験」に改める。

第一百零一条第一項第十一号中「第六十三条第一項又は第六十六条」を「第六十三条」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第三条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「第五十六条まで」の下に

「及び第六十九条」を加え、同条第四項を削り、同条第三項中「次項」を「次条」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会であつた者の調査の際に求められる情報に関しは、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(役員の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第六百六条の二(第二項第三号を除く)、第六百六条の

三、第六百六条の四及び第六百六条の十六から第六百六条の二十七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同法第九十九条(第十四号から第十八号までに係る部分に限る。並びに第六百六条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「職員の能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務」第三條第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第六百六条の十六中「第六百六条の二から第六百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六百六条の二から第六百六条の四まで」と、同法第六百六条の二第二項及び第四項、第六百六条の三第二項並びに第六百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第六百六条の二第二項中「退職手当通算予定役員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第六百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定役員を次項」と、同条第三項及び同法第六百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二

号」と、同法第六十六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第六十六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前条第四項」と、同法第六十六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前二項」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第六十六条の五とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十六条の十六」と、同法第六十六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第六十六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第六十九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第十四号から前号までに掲げる

再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第一百二十二条第一号中「第六十六条の二第二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第六十六条の二第二項」と、同法第一百三十一条第一号中「第六十六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第六十六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第六十六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第六十六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

第五十九条第一項第二号中「昭和二十二年法律第二十号」を削り、同条第二項中「第三百三条第三項」を「第三百三条第二項」に、「勤務し、又は勤務していた」を「勤務する」に改める。

第六十条に次の一項を加える。

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章（第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十九条中「次の各号の一に該当する」を「第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした」に改め、同条各号を削り、同条を第六十九条の二とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。

一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することと拒んだ者

二 第五十四条の二第二項の規定により証人

として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者

四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。）第七十一条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「主務大臣」を「主務大臣又は内閣総理大臣」に改める。

第四条 独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第一項中「職員の能率」を「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率」に改める。

第五十九条第一項第二号中「第二十九条から第三十二条まで」を削り、「第七十二条第二項及び第三項」を「第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 削除

第五十九条第二項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」との下に、「同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」とを加え、「第七十二条第一項」を「第七十条の三第一項」に改め、「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員」の勤務する特定独立行政法人の長」との下に、「同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」とを加え、「給与準則」を「給与に関する法律」に改める。

(二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

第五十一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条」を「第六十四条第一項に規定する給与に関する法律として、国家公務員法第二条に改め、同条第二項中「又は同法に基づく法律」を削り、同条第三項を削る。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中独立行政法人通則法第六十条及び第七十一条の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十六条までの規定 公布の日

平成十九年六月三十日 参議院会議録第四十号

国家公務員法等の一部を改正する法律案

二 第一条中国国家公務員法第三十八条第四号の改正規定、同法第九十九条の改正規定(同条第十二号に係る部分を除く。)、同法第一百零一条第一項の改正規定(同項第三号、第五号の二及び第十八号に係る部分を除く。及び同法本則に二条を加える改正規定(同法第一百二十二条に係る部分に限る。)、第三条中独立行政法人通則法第五十四条の次に一条を加える改正規定(国家公務員法第九十九条及び第一百二十二条の準用に係る部分に限る。))並びに附則第七条、第十條(附則第七條の準用に係る部分に限る。)、第十一條(附則第七條の準用に係る部分に限る。及び第三十條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八條、第十一條(附則第八條の準用に係る部分に限る。)、第二十条から第二十七条から第二十九条まで、第三十三條から第三十五条まで及び第三十六條(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十六條及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。))の規定並びに附則第四十條中内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)目次の改正規定及び同法第六十七條を削り、同法第六十八條を同法第六十七條とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(国家公務員の職階制に関する法律の廃止)

第二条 国家公務員の職階制に関する法律(昭和

二十五年法律第八十号)は、廃止する。

(準備行為等)

第三条 第一条の規定による改正後の国家公務員法第六十六条の八第一項の規定による再就職等監視委員会の委員長及び委員の任命に關し必要な行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前においても、同項の規定の例により行うことができる。

2 第二条の規定による改正後の国家公務員法第五十四条第一項に規定する採用昇任等基本方針の策定及び同法第七十条の三第二項の政令の制定に關し必要な行為は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。前においても、同法第五十四条第一項及び第七十条の三第二項の規定の例により行うことができる。

3 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第六十条第三項中「国家公務員法第三章第八節及び第四章(第五十四条の二第一項)とあるのは、「国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第一条の規定による改正後の国家公務員法第三章第八節及び第四章(国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第三条の規定による改正後の第五十四条の二第一項)とする。

(営利企業への再就職の暫定的規制)

第四条 施行日から三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、職員職員であつた者であつて離職の日から起算して二年を経過していない者を含む。は、離職前の在職機関

(離職前五年間に在職していた政令で定める国の機関、独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社又は都道府県警察をいう。))と密接な関係にある営利企業として政令で定めるものの地位に就くことを承諾し、又は就いてはならない。

2 前項の規定の適用については、次に掲げる職員は、同項に規定する職員に含まれないものとし、次に掲げる職員以外の職員が次に掲げる職員となつた場合には、その時点で離職したものとみなす。

一 常時勤務を要しない官職を占める職員(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)

二 臨時的職員

三 条件付採用期間中の職員

3 第一項の規定は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十條に規定する交流採用職員が離職後同條に規定する交流元企業の地位に就く場合には、適用しない。

4 第一項の規定は、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての

勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下この項において「退職手当通算法人」という。の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものについては、適用しない。

5 第一項の規定は、政令で定めるところにより、職員が所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長(当該職員が既に離職している場合には、離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長の申出により内閣の承認を得た場合には、適用しない。

6 内閣は、前項の承認の申出が、公務の公正性の確保のための基準として政令で定めるものに適合すると認める場合でなければ、同項の承認をしてはならない。

7 内閣は、職員が第一項の政令で定める営利企業の役員の地位に就くことを承諾し、又は就くこととする場合を除き、離職前五年間に管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに在職した期間のない職員についての第五項の規定による承認の権限を、政令で定めるところにより、当該職員の所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長(当該職員が既に離職している場合には、離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長に委任することができ。

8 第一項の規定に違反して営利企業の地位に就

いた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 施行日から第一項の政令で定める日までの間にした同項に規定する行為に対する罰則の適用については、同項の政令で定める日後も、なお従前の例による。

(他の役員員についての依頼等の規制の特例)

第五條 前条第一項に規定する政令で定める日までの間、公務の公正性の確保を図りつつ職員又は特定独立行政法人の役員(以下この項において「役員」という。)の離職後の就職の援助を行うための基準として政令で定める基準に適合する場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、職員が当該承認に係る他の役員員又は役員員であつた者を当該承認に係る営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下この項及び次条において同じ。)又はその子法人(当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の地位に就かせることを目的として当該営利企業等に対し、当該役員員若しくは役員員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを要求し、若しくは約束するときは、第一条の規定による改正後の国家公務員法(次条において「改正

後の法」という。)第百六条の二の規定は、適用しない。

2 前項の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任する。

3 前項の規定により委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

4 委員会が第二項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立ては、委員会に対して行うことができる。

第六條 前条第一項の承認に係る管理職職員(改正後の法第百六条の二十三第三項に規定する管理職職員をいう。)が当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察(以下この条において「在職機関」という。)は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名
二 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の総額
三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、

貸借、請負その他の契約の総額
四 その他政令で定める事項
(経過措置)

第七條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間においては、第一条の規定による改正後の国家公務員法第百九条第十四号から第十八号まで及び第百十二条における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、同条第一号中「不正な行為(第百六条の二第二項又は第百六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。)」とあるのは、「不正な行為」とする。

一 再就職者 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者のうち、退職手当通算予定職員(任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ引き続いて退職手当通算法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当その他これに相当する給付に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。)をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特

別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者以外の者

二 局等組織 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察

三 役職員 職員又は特定独立行政法人の役員

四 契約等事務 国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等(再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に關する事務

五 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)

六 局長等としての在職機関 国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた時に在職していた府省その他の政

令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察

七 子法人 営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるもの

第八条 第三号施行日から起算して三年間は、第二条の規定による改正後の国家公務員法(以下この条において「改正後の法」という。)第二十七条の二並びに第五十八条第一項及び第二項の規定の適用については、改正後の法第二十七条の二中「第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価」とあり、並びに改正後の法第五十八条第一項及び第二項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

2 第二条の規定による改正前の国家公務員法(以下この条において「改正前の法」という。)第七十二条第一項の規定により第三号施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、改正後の法第三章第四節の規定にかかわらず、所轄庁の長(第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。)は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

3 任命権者が、職員をその職員が現に任命されている官職の置かれる機関と規模の異なる他の機関(管轄区域の単位を同じくする機関(職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家

行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあっては、同条に規定する同種の機関に限る。に置かれる官職(当該任命されている官職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属する官職に限る。)に任命する場合において、当該任命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、改正後の法第三十四条第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。

4 第三号施行日前に改正前の法第五十条の規定により作成された採用候補者名簿であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものについては、改正後の法第五十条の規定により作成された採用候補者名簿とみなす。

5 第三号施行日前に改正前の法によつて行われた不利益処分に関する説明書の交付、不服申立て及び調査については、なお従前の例による。

6 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)第二条第二項に規定する職員に対する改正後の法第三章第二節の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

第九条 施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員法(以下この条において「改正前の法」という。)第三百三条第三項の規定によりされた人事院の承認(同条第二項の規定に係るものに限る。)は、附則第四条第五項の規定によりされた内閣の承認とみなす。

2 この法律の施行の際現に人事院にされている改正前の法第三百三条第三項の規定による承認

(同条第二項の規定に係るものに限る。)の申出は、内閣にされた附則第四条第五項の規定による承認の申出とみなす。

3 人事院がした改正前の法第三百三条第三項の承認の処分(同条第二項の規定に係るものに限る。)に關する事項であつて、同条第九項の規定による報告が行われていないものについては、なお従前の例による。

(特定独立行政法人の役員への準用)

第十条 附則第四条(第三項及び第七項を除く。)、第五条から第七条まで、前条(第三項を除く。及び附則第十二条の規定は、特定独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)又は役員であつた者について準用する。この場合において、附則第四条第二項及び第六項中「前項」とあるのは「附則第十条において準用する前項」と、同条第二項中「次に掲げる職員は、同項に規定する職員に含まれないものとし、次に掲げる職員以外の職員が次に掲げる職員となつた場合には、その時点で離職したものとみなす」とあるのは「常勤の役員が非常勤の役員となつた場合には離職したものとみなすものとし、次に掲げる職員としての在職は、役員の離職前の在職に該当しないものとする」と、同条第四項、第五項、第八項及び第九項中「第一項の」とあるのは「附則第十条において準用する第一項の」と、同条第四項中「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第五項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「任命権者」と、「離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあるのは「当該役員の任命権者又

はこれに相当する役員の任命権者」と、附則第五条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第十条において準用する前条第一項」と、同項、附則第七条及び第十二条第一項中「第一条」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条」と、附則第七条中「同条第一号」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法第十二条第一号」と、同条第一号中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、前条第二項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「第三条の規定による改正前の独立行政法人通則法」と、同項及び同条第二項中「第百三条第三項」とあるのは「第五十四条第四項ただし書」と、「承認(同条第二項の規定に係るものに限る。）」とあるのは「承認」と、「附則第四条第五項」とあるのは「附則第十条において準用する附則第四条第五項」と、附則第十二条第二項中「国家公務員法」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用)

第十一条 附則第四条(第三項を除く。)、第五条から第七条まで、第八条(第六項を除く。)、及び第九条(第三項を除く。))並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並

びに当該裁判所職員であつた者について準用する。この場合において、これらの規定(附則第六条(第四号を除く。))を除く。中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長(第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項中「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第

二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、同条第三項中「機関(職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関)」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

(公益社団法人等に関する経過措置等)

第十二条 第一条の規定による改正後の国家公務員法第六十六条の二十四第四号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

2 施行日が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における国家公務員法の規定の適用については、同法第六十六条の二十四第一項第四号中「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは「民法(明治二十九年法律第八十九号)第

三十四条の規定により設立された法人」と、同法第八十八条の四「民法(明治二十九年法律第八十九号)」とあるのは「民法」とする。

(全国健康保険協会の設立に際しての職員の採用に関する特例)

第十三条 施行日が平成二十年十月一日前である場合には、施行日から平成二十年九月三十日までの間は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十五条第二項又は第三項の規定により全国健康保険協会の職員の採用に關して行う事務については、第一条の規定による改正後の国家公務員法第六十六条の二第一項の規定は、適用しない。

(処分等の効力)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当するものがあるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及び附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の人事院規則等への委任)

第十六条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令で定める。

2 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者に関する前項の規定の適用については、同項中「人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令」とあるのは、「最高裁判所規則」とする。

(見直し)

第十七条 政府は、第一条の規定による改正後の国家公務員法第十八条の七第一項の規定により設置された官民人材交流センターについて、この法律の施行後五年を経過した場合において、その体制を見直し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六条第五項中「警察機関」の下に「官民人材交流センターの支所」を加える。

(職業安定法の一部改正)

第十九条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し中「船員に対する」を削り、同条中「船員職業安定法」の下に「(昭和二十三年法律第百三十号)」を加え、「これを」を削り、同条に次の一項を加える。

この法律は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三

号)第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)において読み替えて準用する国家公務員法第六十六条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項を削る。

(国家行政組織法の一部改正)

第二十一条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の一部改正)

第二十二條 次に掲げる法律の規定中「附則第七項を」附則第六項に改める。

一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第二条第三項第二号

二 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第八條

三 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平

成十五年法律第四十号)第九條

四 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)第十條第一項

五 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十六号)附則第九項第八号

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二十三條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 再就職等監視委員会委員長

第一条第五十七号の三の次に次の一号を加える。

五十七の四 再就職等監視委員会委員

別表第一官職名の欄中「原子力委員会委員長」を「原子力委員会委員長」に改める。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 国家行政組織法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項から第七項までを削る。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第二十五條 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の三の二第五項中「国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)」に基づく職務の分類が定められるまでは」を削る。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第二十六條 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「服務」の下に「退職管理」を加え、「の定」を「の定め」に改め、「内閣総理大臣」の下に「内閣府」を、「裁判所職員倫理審査会」との下に「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」とを、「除く」との下に「同法第六十六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター(以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」とを加える。

第一号中「第百三十三條第九項」を「第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の十五、第百六条の二十五、第百六条の二十六」に改める。

第二十七條 裁判所職員臨時措置法の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「職階制、試験」を「採用試験」に改め、「給与」の下に「人事評価」を加え、「第二十九條第五項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第一号中「第二十六條」を「第二十五條」に改め、「第二十八條」の下に「第五十四條」を加え、「第六十三條第二項」を削り、「第七十二條第二項」を「第七十條の三第二項」に改める。

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号

から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

(外務公務員法の一部改正)

第二十八条 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 職階制」を「第二章 標準的な官職に」、「第五章 能率」を「第五章 人事評価及び能率」に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に、「職階制」を「標準的な官職」に改め、「給与」の下に「人事評価」を加える。

「第二章 職階制」を「第二章 標準的な官職」に改める。

第五条を次のように改める。

(外務職員の標準職務遂行能力及び標準的な官職)

第五条 国家公務員法第三十四条第一項第五号に規定する標準職務遂行能力は、外務職員については、外務大臣が定めるものとする。

2 国家公務員法第三十四条第二項に規定する標準的な官職は、外務職員については、外務省令で定める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

「第五章 能率」を「第五章 人事評価及び能率」に改める。

第十四条の見出しを「人事評価」に改め、同条中「勤務成績の評定及びその記録」を「人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価」に改める。

第二十六条中「基く」を「基づく」に改め、「並びに」の下に「第五條第二項」を加え、「第十一条」を削り、「基いて」を「基づいて」に改め

る。

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第二十九条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「第二十九条から第三十二条まで」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 削除

第七條第二項中「給与準則と」を「給与に関する法律と」に改める。

(警察法の一部改正)

第三十條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六條の次に次の一条を加える。
(地方警務官等に係る国家公務員法の適用の特例)

第五十六條の二 特定地方警務官(地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡查の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。)であつた者で、離職後に

営利企業等(国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第七條第五号に規定する営利企業等をいう。)の地位に就いているもの(退職手当通算予定職員(同条第一号に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であつた者であつて引き続き退職手当通算法人(同号に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いているものを除

く。)は、国家公務員法第九條の規定の適用については、同条に規定する再就職者に含まれないものとする。

2 特定地方警務官に対する国家公務員法第九條の規定の適用については、同条第一号及び第二号中「若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせること」とあるのは、「又はその子法人の地位に就くこと」とする。

3 特定地方警務官以外の地方警務官及び第三十四條第一項に規定する職員に対する国家公務員法第九條の規定の適用については、同条第一号中「役職員」とあるのは「役職員(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六條の二第一項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)を除く。以下この号において同じ。)を」と、同条第二号中「役職員」とあるのは「役職員(特定地方警務官を除く。以下この号において同じ。)を」とする。

第三十一條 警察法の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「及び第三項」を「及び第二項」に、「(第百三十三條第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法同条同項を「第百三十三條第二項」に改める。

第五十六條の二を次のように改める。
(地方警務官等に係る国家公務員法の適用の特例)

第五十六條の二 前條第一項の規定にかかわら

ず、特定地方警務官(地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡查の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。)については、国家公務員法第九條の二の規定は、適用しない。

2 特定地方警務官であつた者で、離職後に国家公務員法第九條の二第一項に規定する営利企業等の地位に就いているもの(同法第九條の四第一項に規定する退職手当通算離職者を除く。)は、同法第九條の四及び第九條の規定の適用については、これらの規定に規定する再就職者に含まれないものとする。

3 特定地方警務官に対する国家公務員法第九條の規定の適用については、同条第一号中「第百六條の二第一項又は第百六條の三第一項」とあるのは「第百六條の三第一項」と、同号及び同条第二号中「若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせること」とあるのは「又はその子法人の地位に就くこと」とする。

4 特定地方警務官以外の地方警務官及び第三十四條第一項に規定する職員に対する国家公務員法第九條の二、第百六條の四、第百九條、第百十二條及び第百十三條の規定の適用については、同法第九條の二第一項中「他の職員」とあるのは「他の職員(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六條の二第

一項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)を除く。)と、同法第六十六条の四第一項及び第九十九条第十四号中「役職員」とあるのは「役職員(特定地方警務官を含む。以下この条において同じ。)」と、同法第一百二十二条第二号中「役職員」とあるのは「役職員(特定地方警務官を含む。)」と、同法第一百十三条第一号中「役職員又は」とあるのは「役職員(特定地方警務官を含む。以下この号において同じ。)」又は」とする。

(警察法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 施行日から附則第四条第一項に規定する政令で定める日までの間においては、前条の規定による改正後の警察法第五十六条の二第四項中「及び第九十三条」とあるのは「及び第九十三条並びに国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第五条及び第六条」と、同法第六十六条の二第一項とあるのは「国家公務員法第六十六条の二第一項」と、「同じ。」又はとあるのは「同じ。」又はと、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第五条第一項中「図りつつ職員」とあるのは「図りつつ職員(警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官を除く。)」とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第九項中「第八号」を「第七号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正等)

第三十四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律

平成十九年六月三十日 参議院会議録第四十号

国家公務員法等の一部を改正する法律案

第八十一条)の一部を次のように改正する。
別表第一の百二十一の項中「試験の」を「採用試験の」に改める。

第三十五条 第三号施行日が建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一百四十四号)の施行の日前である場合には、前条中「別表第一の百二十一の項」とあるのは、「別表第一の百二十の項」とする。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第三十六条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条中「附則第七項」を「附則第六項」に改める。

第二十一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改め、「第二十一条第三項中「国家公務員法第三十三条第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二条第二項」とを削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「次項」を「第六項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項において準用する第二十条に規定する交流採用職員が離職後同条に規定する交流元企業の地位に就く場合には、自衛隊法第六十二条第二項の規定は、適用しない。

十二条第二項の規定は、適用しない。
(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十七条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十九条第二項及び第三項を削る。

附則第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六条に次の一項を加える。

5 第二項又は第三項の規定により協会の職員の採用に關して行う事務については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第六十六条の二第一項の規定は、適用しない。

(日本年金機構法の一部改正)

第三十九条 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第八条に次の一項を加える。

7 第二項又は第三項の規定により機構の職員の採用に關して行う事務については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第六十六条の二第一項の規定は、適用しない。

第三十七条第三項の表に次のように加える。

再就職等監視委員会

国家公務員法

第四十条第三項の表に次のように加える。

官民人材交流センター

国家公務員法

第六十七條を削り、第六十八條を第六十七條とする。

(総務省設置法の一部改正)

第四十一条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第二章」の下に「(独立行政法

務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第六十六条の二第一項の規定は、適用しない。

(内閣府設置法の一部改正)

第四十条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八條」を「第六十七條」に改める。

第四条第三項第五十四号の三の次に次の一号を加える。

五十四の四 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第十八条の七第二項及び第六十六条の五第二項に規定する事務

第八条第一項中「委員会」を「委員会その他の機関」に、「大臣委員会」を「大臣委員会等」に改める。

第九条第一項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項中「大臣委員会」を「大臣委員会等」に改める。

人通則法(平成十一年法律第三十三号)第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)を加え、同条第十三号中「(平成十一年法律第二百二十号)」を削る。

投票者氏名

三案を厚生労働委員会に再付託することの動議
(津田弥太郎君外一名提出)

賛成者(白色票)氏名

九六名

足立 信也君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
家西 悟君 池口 修次君
犬塚 直史君 岩本 司君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大石 正光君 大久保 勉君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加藤 敏幸君 神本美恵子君
木俣 佳丈君 喜納 昌吉君
北澤 俊美君 工藤堅太郎君
黒岩 宇洋君 郡司 彰君
小林 正夫君 小林 元君
興石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 道夫君 櫻井 充君
芝 博一君 島田智哉子君
主濱 了君 榛葉賀津也君
鈴木 寛君 田名部匡省君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
谷 博之君 千葉 景子君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
角田 義一君 富岡由紀夫君
那谷屋正義君 内藤 正光君
直嶋 正行君 西岡 武夫君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 平田 健二君
平野 達男君 広田 一君
広中和歌子君 広野ただし君
福山 哲郎君 藤末 健三君

反対者(青色票)氏名

一三三名

藤本 祐司君 藤原 正司君
前川 清成君 前田 武志君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松岡 徹君 松下 新平君
円より子君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 森 ゆうこ君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 蓮 舫君
和田ひろ子君 渡辺 秀央君
井上 哲士君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 紙 智子君
小池 晃君 小林美恵子君
大門実紀史君 仁比 聡平君
吉川 春子君 大田 昌秀君
近藤 正道君 福島みずほ君
淵上 貞雄君 又市 征治君
田村 秀昭君 長谷川憲正君
今泉 昭君 鈴木 陽悦君

神取 忍君 川口 順子君
河合 常則君 木村 仁君
岸 宏一君 岸 信夫君
北岡 秀二君 北川イツセイ君
香掛 哲男君 倉田 寛之君
小池 正勝君 小泉 昭男君
小泉 顕雄君 小斉平敏文君
小林 温君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
坂本由紀子君 櫻井 新君
山東 昭子君 清水嘉与子君
椎名 一保君 陣内 孝雄君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
田浦 直君 田中 直紀君
田村耕太郎君 伊達 忠一君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 段本 幸男君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中曽根弘文君 中原 爽君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
橋本 聖子君 林 芳正君
福島啓史郎君 藤野 公孝君
保坂 三蔵君 外添 要一君
松田 岩夫君 松村 祥史君
松山 政司君 三浦 一水君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
森元 恒雄君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 力君

山崎 正昭君 山下 英利君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉田 博美君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 浮島とも子君
加藤 修一君 風間 昶君
草川 昭三君 木庭健太郎君
澤 雄二君 白浜 一良君
高野 博師君 谷合 正明君
遠山 清彦君 西田 実仁君
浜田 昌良君 浜四津敏子君
弘友 和夫君 松 あきら君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 保君
渡辺 孝男君 鰐淵 洋子君
島尻安伊子君

日程第一 日本年金機構法案(内閣提出、衆議院
送付)
日程第二 国民年金事業等の運営の改善のための
国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)
日程第三 厚生年金保険の保険給付及び国民年金
の給付に係る時効の特例等に関する法律案(衆議
院提出)
賛成者(白色票)氏名 一三三名
阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君

小野 清子君	尾辻 秀久君	保坂 三蔵君	舛添 要一君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	小池 晃君	小林美恵子君
大野つや子君	太田 豊秋君	松田 岩夫君	松村 祥史君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	大門実紀史君	仁比 聡平君
岡田 直樹君	岡田 広君	松山 政司君	三浦 一水君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	吉川 春子君	大田 昌秀君
荻原 健司君	加納 時男君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君	近藤 正道君	福島みずほ君
狩野 安君	景山俊太郎君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君	小林 正夫君	小林 元君	洲上 貞雄君	又市 征治君
片山虎之助君	金田 勝年君	山内 俊夫君	山崎 力君	奥石 東君	佐藤 泰介君	田村 秀昭君	長谷川憲正君
神取 忍君	川口 順子君	山崎 正昭君	山下 英利君	佐藤 道夫君	櫻井 充君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君
河合 常則君	木村 仁君	山谷えり子君	山本 一太君	芝 博一君	島田智哉子君		
岸 宏一君	岸 信夫君	山本 順三君	吉田 博美君	主濱 了君	榛葉賀津也君		
北岡 秀二君	北川イッセイ君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	鈴木 寛君	田名部匡省君		
香掛 哲男君	倉田 寛之君	脇 雅史君	荒木 清寛君	高嶋 良充君	高橋 千秋君		
小池 正勝君	小泉 昭男君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	谷 博之君	千葉 景子君		
小泉 顕雄君	小齊平敏文君	加藤 修一君	風間 昶君	津田弥太郎君	辻 泰弘君		
小林 温君	鴻池 祥肇君	草川 昭三君	木庭健太郎君	角田 義一君	富岡由紀夫君		
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	澤 雄二君	白浜 一良君	那谷屋正義君	内藤 正光君		
坂本由紀子君	櫻井 新君	高野 博師君	谷合 正明君	直嶋 正行君	西岡 武夫君		
山東 昭子君	清水嘉与子君	遠山 清彦君	西田 実仁君	羽田雄一郎君	白 眞勲君		
椎名 一保君	陣内 孝雄君	浜田 昌良君	浜四津敏子君	林 久美子君	平田 健二君		
末松 信介君	鈴木 政二君	弘友 和夫君	松 あきら君	平野 達男君	広田 一君		
世耕 弘成君	関口 昌一君	山口那津男君	山下 栄一君	広中和歌子君	広野ただし君		
田浦 直君	田中 直紀君	山本 香苗君	山本 保君	福山 哲郎君	藤末 健三君		
田村耕太郎君	伊達 忠一君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	藤本 祐司君	藤原 正司君		
竹山 裕君	武見 敬三君	島尻安伊子君		前川 清成君	前田 武志君		
谷川 秀善君	段本 幸男君			増子 輝彦君	松井 孝治君		
常田 享詳君	鶴保 庸介君			松岡 徹君	松下 新平君		
中川 雅治君	中川 義雄君	足立 信也君	浅尾慶一郎君	円 より子君	水岡 俊一君		
中島 啓雄君	中島 眞人君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君		
中曽根弘文君	中原 爽君	家西 悟君	池口 修次君	築瀬 進君	柳澤 光美君		
中村 博彦君	二之湯 智君	犬塚 直史君	岩本 司君	柳田 稔君	山下八洲夫君		
西島 英利君	西銘順志郎君	江田 五月君	小川 勝也君	山根 隆治君	蓮 舫君		
野上浩太郎君	野村 哲郎君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君		
橋本 聖子君	林 芳正君	大石 正光君	大久保 勉君	井上 哲士君	市田 忠義君		
福島啓史郎君	藤野 公孝君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	緒方 靖夫君	紙 智子君		
反対者(青色票)氏名	九六名						
賛成者(白色票)氏名	一二三名						
阿部 正俊君	愛知 治郎君						
青木 幹雄君	秋元 司君						
浅野 勝人君	有村 治子君						
泉 信也君	市川 一朗君						
岩井 國臣君	岩城 光英君						
岩永 浩美君	魚住 汎英君						
小野 清子君	尾辻 秀久君						
大野つや子君	太田 豊秋君						
岡田 直樹君	岡田 広君						
荻原 健司君	加納 時男君						
狩野 安君	景山俊太郎君						
片山虎之助君	金田 勝年君						
神取 忍君	川口 順子君						
河合 常則君	木村 仁君						
岸 宏一君	岸 信夫君						
北岡 秀二君	北川イッセイ君						
香掛 哲男君	倉田 寛之君						

小池 正勝君	小泉 昭男君	脇 雅史君	荒木 清寛君	鈴木 寛君	田名部匡省君	内閣委員会において審査中の国家公務員法等の一部を改正する法律案について、速やかに内閣委員長の中間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を十分以内とするこの動議 (岩永浩美君外一名提出)
小泉 顕雄君	小斉平敏文君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	賛成者(白色票氏名)
小林 温君	鴻池 祥肇君	加藤 修一君	風間 昶君	谷 博之君	千葉 景子君	阿部 正俊君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	草川 昭三君	木庭健太郎君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	青木 幹雄君
坂本由紀子君	櫻井 新君	澤 雄二君	白浜 一良君	角田 義一君	富岡由紀夫君	浅野 勝人君
山東 昭子君	清水嘉与子君	高野 博師君	谷合 正明君	那谷屋正義君	内藤 正光君	泉 信也君
椎名 一保君	陣内 孝雄君	遠山 清彦君	西田 実仁君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	岩井 國臣君
末松 信介君	鈴木 政二君	浜田 昌良君	浜四津敏子君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	岩永 浩美君
世耕 弘成君	関口 昌一君	弘友 和夫君	松 あきら君	林 久美子君	平田 健二君	小野 清子君
田浦 直君	田中 直紀君	山口那津男君	山下 栄一君	平野 達男君	広田 一君	大野つや子君
田村耕太郎君	伊達 忠一君	山本 香苗君	山本 保君	広中和歌子君	広野ただし君	岡田 直樹君
竹山 裕君	武見 敬三君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	福山 哲郎君	藤末 健三君	岩永 浩美君
谷川 秀善君	段本 幸男君	島尻安伊子君		藤本 祐司君	藤原 正司君	小野 清子君
常田 享詳君	鶴保 庸介君			前川 清成君	前田 武志君	大野つや子君
中川 雅治君	中川 義雄君			増子 輝彦君	松井 孝治君	岡田 直樹君
中島 啓雄君	中島 眞人君			松岡 徹君	松下 新平君	荻原 健司君
中曾根弘文君	中原 爽君			円より子君	水岡 俊一君	狩野 安君
中村 博彦君	二之湯 智君			峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	片山虎之助君
西島 英利君	西銘順志郎君			築瀬 進君	柳澤 光美君	神取 忍君
野上浩太郎君	野村 哲郎君			柳田 稔君	山下八洲夫君	河合 常則君
橋本 聖子君	林 芳正君			山根 隆治君	蓮 舫君	岸 宏一君
福島啓史郎君	藤野 公孝君			和田ひろ子君	渡辺 秀央君	北岡 秀二君
保坂 三蔵君	舩添 要一君			井上 哲士君	市田 忠義君	香掛 哲男君
松田 岩夫君	松村 祥史君			緒方 靖夫君	紙 智子君	小池 正勝君
松山 政司君	三浦 一水君			小池 晃君	小林美恵子君	小泉 顕雄君
水落 敏栄君	溝手 顕正君			大門実紀史君	仁比 聡平君	小林 温君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君			吉川 春子君	大田 昌秀君	佐藤 昭郎君
山内 俊夫君	山崎 力君			近藤 正道君	福島みずほ君	坂本由紀子君
山崎 正昭君	山下 英利君			淵上 貞雄君	又市 征治君	山東 昭子君
山谷えり子君	山本 一大君			田村 秀昭君	長谷川憲正君	椎名 一保君
山本 順三君	吉田 博美君			今泉 昭君	鈴木 陽悦君	末松 信介君
吉村剛太郎君	若林 正俊君					

平成十九年六月三十日 参議院会議録第四十号 投票者氏名

世耕 弘成君	関口 昌一君	弘友 和夫君	松 あきら君	林 久美子君	平田 健二君	岩井 國臣君	岩城 光英君
田浦 直君	田中 直紀君	山口 那津男君	山下 栄一君	平野 達男君	広田 一君	岩永 浩美君	魚住 汎英君
田村耕太郎君	伊達 忠一君	山本 香苗君	山本 保君	広中和歌子君	広野ただし君	小野 清子君	尾辻 秀久君
竹山 裕君	武見 敬三君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	福山 哲郎君	藤末 健三君	大野つや子君	太田 豊秋君
谷川 秀善君	段本 幸男君	島尻安伊子君		藤本 祐司君	藤原 正司君	岡田 直樹君	岡田 広君
常田 享詳君	鶴保 庸介君			前川 清成君	前田 武志君	荻原 健司君	加納 時男君
中川 雅治君	中川 義雄君			増子 輝彦君	松井 孝治君	狩野 安君	景山俊太郎君
中島 啓雄君	中島 眞人君			松岡 徹君	松下 新平君	片山虎之助君	金田 勝年君
中曾根弘文君	中原 爽君			円より子君	水岡 俊一君	神取 忍君	河合 常則君
中村 博彦君	二之湯 智君	家西 悟君	池口 修次君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	木村 仁君	岸 宏一君
西島 英利君	西銘順志郎君	犬塚 直史君	岩本 司君	築瀬 進君	柳澤 光美君	岸 信夫君	北岡 秀二君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	江田 五月君	小川 勝也君	柳田 稔君	山下八洲夫君	北川イツセイ君	倉掛 哲男君
橋本 聖子君	林 芳正君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	山根 隆治君	蓮 舫君	倉田 寛之君	小池 正勝君
福島啓史郎君	藤野 公孝君	大石 正光君	大久保 勉君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君
保坂 三蔵君	舩添 要一君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	井上 哲士君	市田 忠義君	小齊平敏文君	小林 温君
松田 岩夫君	松村 祥史君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	緒方 靖夫君	紙 智子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
松山 政司君	三浦 一水君	木俣 佳文君	喜納 昌吉君	小池 晃君	小林美恵子君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	大門美紀史君	仁比 聡平君	櫻井 新君	山東 昭子君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君	吉川 春子君	大田 昌秀君	清水嘉与子君	椎名 一保君
山内 俊夫君	山崎 力君	小林 正夫君	小林 元君	近藤 正道君	福島みずほ君	陣内 孝雄君	末松 信介君
山崎 正昭君	山下 英利君	奥石 東君	佐藤 泰介君	瀨上 貞雄君	又市 征治君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
山谷えり子君	山本 一太君	佐藤 道夫君	櫻井 充君	田村 秀昭君	長谷川憲正君	関口 昌一君	田浦 直君
山本 順三君	吉田 博美君	芝 博一君	島田智哉子君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君	田中 直紀君	田村耕太郎君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	主濱 了君	榎葉賀津也君			伊達 忠一君	竹山 裕君
脇 雅史君	荒木 清寛君	鈴木 寛君	田名部匡省君			武見 敬三君	谷川 秀善君
魚住裕一郎君	浮島とも子君	高嶋 良充君	高橋 千秋君			段本 幸男君	常田 享詳君
加藤 修一君	風間 昶君	谷 博之君	千葉 景子君			鶴保 庸介君	中川 雅治君
草川 昭三君	木庭健太郎君	津田弥太郎君	辻 泰弘君			中川 義雄君	中島 啓雄君
澤 雄二君	白浜 一良君	角田 義一君	富岡由紀夫君			中島 眞人君	中曾根弘文君
高野 博師君	谷合 正明君	那谷屋正義君	内藤 正光君			中原 爽君	中村 博彦君
遠山 清彦君	西田 実仁君	直嶋 正行君	西岡 武夫君			二之湯 智君	西島 英利君
浜田 昌良君	浜四津敏子君	羽田雄一郎君	白 眞勲君			西銘順志郎君	野上浩太郎君

反対者(青色票)氏名

九六名

賛成者氏名

一二〇名

中間報告があつた国家公務員法等の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議(岩永浩美君外一名提出)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一二一名

野村 哲郎君	橋本 聖子君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	段本 幸男君	常田 享詳君
林 芳正君	福島啓史郎君	青木 幹雄君	秋元 司君	鶴保 庸介君	中川 雅治君
保坂 三蔵君	舩添 要一君	浅野 勝人君	有村 治子君	中川 義雄君	中島 啓雄君
松田 岩夫君	松村 祥史君	泉 信也君	市川 一朗君	中島 眞人君	中曾根弘文君
松山 政司君	三浦 一水君	岩井 國臣君	岩城 光英君	中原 爽君	中村 博彦君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	岩永 浩美君	尾住 汎英君	二之湯 智君	西島 英利君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	小野 清子君	尾辻 秀久君	西銘順志郎君	野上浩太郎君
山内 俊夫君	山崎 力君	大野つや子君	太田 豊秋君	野村 哲郎君	橋本 聖子君
山崎 正昭君	山下 英利君	岡田 直樹君	岡田 広君	林 芳正君	福島啓史郎君
山谷えり子君	山本 一太君	荻原 健司君	加納 時男君	保坂 三蔵君	舩添 要一君
山本 順三君	吉田 博美君	狩野 安君	景山俊太郎君	松田 岩夫君	松村 祥史君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	片山虎之助君	金田 勝年君	松山 政司君	三浦 一水君
脇 雅史君	荒木 清寛君	神取 忍君	河合 常則君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
魚住裕一郎君	浮島とも子君	木村 仁君	岸 宏一君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君
加藤 修一君	風間 昶君	北川イッセイ君	北岡 秀二君	山内 俊夫君	山崎 力君
草川 昭三君	木庭健太郎君	倉田 寛之君	小池 正勝君	山崎 正昭君	山下 英利君
澤 雄二君	白浜 一良君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君	山谷えり子君	山本 一太君
高野 博師君	谷合 正明君	小齊平敏文君	小林 温君	山本 順三君	吉田 博美君
遠山 清彦君	西田 実仁君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
浜田 昌良君	浜四津敏子君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	脇 雅史君	荒木 清寛君
弘友 和夫君	松 あきら君	櫻井 新君	山東 昭子君	魚住裕一郎君	浮島とも子君
山口那津男君	山下 栄一君	清水嘉与子君	椎名 一保君	加藤 修一君	風間 昶君
山本 香苗君	山本 保君	櫻井 新君	末松 信介君	草川 昭三君	木庭健太郎君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	清水嘉与子君	世耕 弘成君	澤 雄二君	白浜 一良君

反対者氏名

一〇名

井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	今泉 昭君

反対者氏名

一〇名

井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	今泉 昭君

兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年六月二十一日

辻 泰弘

参議院議長 扇 千景殿

兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する再質問主意書
私は、兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する質問主意書(第一六六回国会質問第四四号)に対する答弁書(以下「前回答弁書」という。)を受領したが、内容に疑義があるため、再度質問する。

一 前回答弁書「二」について、河川管理者による車両制限柵等の締切措置に関し、「国土交通省地方整備局の河川事務所、都道府県の事務所等において把握している」ものの、「集計作業が膨大なものとなることから、お示しすることは困難である」としているが、国土交通省近畿地方整備局における事例、少なくとも、現在把握

している兵庫県下における事例を明らかにされたい。

二 前回答弁書「二について」では、「締切措置は、河川管理者が、各河川及び地域の状況に応じて適宜適切に行っているところであり、国土交通省においては、お尋ねのガイドラインを制定することは考えていない」としている。この「適宜適切」という対応は、河川管理者による法令の恣意的な運用につながると考えられるが、「適宜適切」の解釈について、政府の具体的な見解を明らかにされたい。

三 前回答弁書「三及び四について」で、「必要に応じて利害関係者と調整を行い、締切措置を含め、必要な河川管理を適宜適切に行っている」とし、「内水面漁業者の漁業権が侵害されている」という事態が生じないよう、必要に応じて調整を行っている」としている。従来、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所が河川管理のために締切措置を行うための理由として主張しているのは、河川の一部がゴミの不法投棄の場と化している現状への懸念であるが、前回答弁書では全く言及されていない。政府は本質的な争点を十分把握しているのか。「適宜適切」で恣意的な締切措置を講じているのではないのか。政府の見解を明らかにされたい。

四 前回答弁書「六から十までについて」で、「国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所において、加古川漁業協同組合と調整の上、同組合の要請に応じ、柵の鍵を必要数貸与し、漁業に支障が生じているとは考えていない」と主張しているが、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所は、加古川漁業協同組合の再三の

要求にも応じず、調整は十分に行われていないと認識している。河川管理者が、ゴミの不法投棄の防止のため、このような締切措置を講じる場合、所管する河川管理者及び警察、関係自治体、関係する漁業協同組合等の協力体制で対応策の具体化を図ることが肝要であると考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

平成十九年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員辻泰弘君提出兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻泰弘君提出兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「国土交通省近畿地方整備局における(中略)兵庫県下における事例」については、兵庫県内の一級河川を管理する国土交通省近畿地方整備局の河川事務所において把握しているが、集計作業が必要となるため、現時点ですべての事例をお示しすることは困難である。現時点でお示しできる事例としては、一級河川加古川水系加古川のうち、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所が管理する区間において、御指摘の「車両制限柵等の締切措置」(以下

「締切措置」という)が、遅くとも昭和五十二年頃から行われており、現在、七十四箇所で行われているというものである。

二から四までについて

締切措置等の河川への車両の進入を抑制する措置を講じることは、河川へのゴミの不法投棄の防止を含め、災害の発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を目的として、河川管理者が適正に河川を管理するために、原則として必要であるとの考えの下、河川管理者は、必要に応じて利害関係者等と調整を行い、締切措置を含め、必要な河川管理を行っているものであり、「法令の恣意的な運用」及び「恣意的な締切措置」という御指摘は当たらないものと考えている。

年金問題についての政府答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年六月二十一日

藤末 健三

参議院議長 扇 千景殿

年金問題についての政府答弁に関する質問

主意書

国民の将来にとつて最大のよりどころとなっている年金制度が揺らいでいる。五千万件に及ぶ統合されていない年金記録と、新たに千四百万件に及ぶ未入力記録が指摘され、国民の不安が頂点に達している。

そのような中、六月十四日の参議院厚生労働委員会における年金関連法案の審査の中で、「株式会社NTTデータが開発したコンピュータソフトの所有権はどこに帰属するか」と質疑したのに対し、社会保険庁の青柳親房運営部長は、「所有権は国にあるが、著作権はNTTデータにある。」旨の答弁を行った。しかし、コンピュータソフトの所有権は株式会社NTTデータにあり、したがって、プログラムの開発は、株式会社NTTデータしか対応できないのではないかと考えるが、政府の見解をその根拠とともに示されたい。

右質問する。

平成十九年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員藤末健三君提出年金問題についての政府答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出年金問題についての政府答弁に関する質問に対する答弁書
社会保険オンラインシステム(厚生年金保険及び国民年金等の適用、保険料の徴収、給付並びに年金相談等に使用するコンピュータシステムをいう)に係るソフトウェアのうち、記録管理システム及び基礎年金番号管理システムに係るものについては、いわゆる知的所有権の一つである著作権が株式会社エヌ・ティ・ティ・データに帰属しており、当該ソフトウェアの開発は、同会社しか対応できないものと考ええる。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 三三〇円)	本号一部 三四五円